

2017 年度
関西福祉科学大学大学院
社会福祉学研究科
臨床福祉学専攻

修士論文題目

親子関係再構築支援における
児童自立支援施設と児童相談所の
連携に関する研究

指導教員（ 畠中宗一教授 ）

社会福祉学研究科臨床福祉学専攻

学生番号 11610004 氏名 土山寛子

親子関係再構築支援における児童自立支援
施設と児童相談所の連携に関する研究

11610004 土山寛子

目次

第1章	研究目的	3
第1節	社会的養護領域における親子関係再構築支援	3
(1)	国の動向	3
(2)	家族再統合の捉え方	5
(3)	児童福祉施設と児童相談所の関係	7
第2節	児童自立支援施設における親子関係再構築支援	9
(1)	非行と家族の関係	9
(2)	児童自立支援施設における親子関係再構築支援の実践	12
第3節	研究目的	14
第4節	用語の定義	17
(1)	連携	17
(2)	親子関係再構築支援	18
第2章	研究方法	19
第1節	データ収集方法	19
第2節	分析方法	19
第3節	倫理的配慮	20
第3章	分析結果	22
第1節	分析結果①	
	児童自立支援施設寮担当職員へのインタビュー調査から	22
(1)	ストーリーライン	22
(2)	各カテゴリーと概念	22
第2節	分析結果②	
	児童相談所の児童福祉司のインタビュー調査から	28
(1)	ストーリーライン	28
(2)	各カテゴリーと概念	28

第4章 考察	33
(1) 連携体制はいかに構築されるか	33
(2) 寮担当職員と児童福祉司の思いにズレは生じているか	33
(3) 「児童福祉司の支援のバラツキ」をどう捉えるか	35
(4) 児童福祉司の視点からの一考察	36
(5) より良い連携を目指して	36
第5章 残された課題	38
謝辞	39
引用文献・参考文献	39
注釈	43

第 1 章 研究目的

第 1 節 社会的養護領域における親子関係再構築支援

(1) 国の動向

児童福祉領域における法体系の大きな転換点となったのは、1990年代であったと考えられる。1989年に国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」（以下、子どもの権利条約）が採択され、わが国も1994年に批准している。遠藤は、子どもの権利条約について「児童福祉法や児童憲章において明記されている児童福祉の原理は、どちらかと言えば、子どもを受動的存在としてとらえるものであった。…（中略）…子どもの権利条約では、子どもを能動的存在として強調している」と述べている（遠藤 2006：12-13）。また、才村は「児童福祉法は、1947（昭和 22）年の制定以来、大幅な改正がなされることなく半世紀が経過したが、子育て家庭をめぐる状況が大きく変化し、種々の課題が新たに生じるなかで、1997（平成 9）年には、初めて大幅な改正が行われ」と述べる（才村 2006：61）。改正前年の1996年、厚生省は中央児童福祉審議会基本問題部会を立ち上げ、同年12月に中間報告書を取りまとめた。中でも、「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて（中間報告）」においては、「少子化の進行、家庭や地域の子育て機能の低下など、児童を取り巻く状況は大きく変化している」ことや（厚生省中央児童福祉審議会基本問題部会 1996：125）、親の子育て不安や子育ての孤立化等の問題が生じ、「家庭への支援を必要とする児童が多くなってきている」こと等が指摘された（厚生省中央児童福祉審議会基本問題部会 1996：126）。そのような現状を踏まえて、「児童を対象を限定して支援を行うだけでなく、その背後にある家庭の問題をも視野に置き、幅広く家庭への支援を強化すべきである」と考えられた（厚生省中央児童福祉審議会基本問題部会 1996：127）。

また、才村は本改正当時の様子について「児童相談所における虐待相談件数が急増しつつあり、子ども虐待問題に社会的な関心が寄せられ始めた時期でもある」と述べている（才村 2005：50）。厚生労働省が児童相談所における虐待相談の統計（児童相談所での児童虐待相談対応件数）を取り始めた1990年度は1,101件であった虐待相談対応件数が、1999年度には11,631件と、10年も経たぬ間に10倍以上にまで増加している（厚生労働省 2016）。そのような社会情勢の中、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）が成立した。当時、この児童虐待防止法における国及び地方公共団体の責務は「児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な保護」（第4条）と規定されていた。この規定に対し、西澤は「そこには保護後の子どものケアや保護者・家族への支援は含まれていない」と指摘している（西澤 2007：19）。そのような問題意識を受けて、2004年に行われた児童虐待防止法の一部改正では、国及び地方公共団体の責務について、従来の規定と併せて「児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進」が明記された。このような流れの中で、才村は「厚生労働省は、平成16（2004）年度予算において、すべての入所型の児童福祉施設に家庭支援専門相談員（ファミリー・ソ

ーシャルワーカー)を配置する事業を創設した」と述べる(才村 2005:261)。家庭支援専門相談員の業務内容について、西原は以下のように述べている。

ファミリーソーシャルワーカーの業務内容の第1には「対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務」が掲げられている。具体的には、「保護者等への施設内又は保護者宅訪問による相談援助」と「保護者等への家庭復帰後における相談援助」というそれまで十分に実施できていなかったアウトリーチによるソーシャルワークと家庭復帰したあとに必要なフォローアップ体制の確保を意図したものである。(西原 2017:148)

それでもなお、児童相談所での虐待相談対応件数は、増加しており¹、厚生労働省は、「保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は約4万7千人」と発表している(厚生労働省 2011:1)。そのような現状を踏まえて、厚生労働省は従来の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会に加えて、2011年1月に「児童養護施設等の社会的養護の課題に対する検討委員会」を設置し、同年7月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。本とりまとめにおいては、社会的養護の共通の課題と将来像として、「施設の運営の質の向上」「施設職員の専門性の向上」「自立支援の充実」「子どもの権利擁護」「施設類型の在り方と相互連携」「社会的養護の地域化と市町村との連携」と並んで「親子関係の再構築支援の充実」が挙げられている。親子関係の再構築支援の充実については、「虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援が重要である」と考えられている(厚生労働省児童養護施設等の社会的養護の課題に対する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会 2011:28)。

さらに、本とりまとめ等を踏まえ、「社会的養護の施設が親子関係再構築支援の充実を図ること、施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援についての検討すること」(厚生労働省親子関係再構築支援ワーキンググループ 2013:i)を目的に、2012年度、2013年度に親子関係再構築支援ワーキンググループが立ち上げられた。当グループは2012年度に施設における親子関係再構築支援の現状として「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」を、翌年の2013年度には、「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」を作成している。

厚生労働省の活動が活発になる中、2016年に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、被虐待児童の自立支援の一つとして「親子関係再構築支援」に関する条文が追加された。

児童福祉法第 48 条の 3

乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

児童虐待防止法第 13 条第 2 項

都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第 33 条第 2 項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

「家族再統合」や「親子関係の再構築」の重視は、児童福祉法を始めとする法制度を大きく変えるとともに支援者のスタンスにも影響を与えることになったと考えられる。児童相談所は、急増する虐待ケースに対して、迅速な「児童の保護」並びに「家族再統合に向けた支援」を行う役割を担う。児童の保護は、法的強制介入（以下、強制介入）を経てでも迅速に行わなければならないとされており²、鈴木は、「強制介入はときに保護者と児相の関係を対立的なものとしてしまう。対立しないまでも、保護者は児相の指導に受動的に従うだけで主体性をもって虐待を解決しようとする動機は乏しい」と指摘する（鈴木 2007：79）。一方で、家族再統合に向けた支援において児童相談所職員は保護者を支援しながら、親子の関係を修復する手立てについて保護者とともに見つけ出すという支援スタンスを取ることが求められていると考えられる。このような状況について、鈴木は、「児相職員は強制介入と家族再統合という矛盾する 2 つの役割、機能をになうなかでジレンマを覚える」（鈴木 2007：79）と述べる。

そのような中、鈴木は「家族再統合における保護者参加型実践モデル」を提唱している。本モデルについて約言すると、保護者の潜在的な力（強み、ストレングス）に注目すること、保護者と児童相談所職員・施設職員は「合同ミーティング」を通して、ともに家族再統合プラン作成を行うことを特徴としている。保護者は、家族再統合プラン作成に携わることで、児童相談所職員と対等な立場として自尊心を持ち主体的に自身の家族の問題に向き合うようになる（鈴木 2007：80-83）。

(2) 家族再統合の捉え方

これから、虐待などによって家族機能が不全な状態に陥っている親と子ども

の関係を修復するという意味における「家族再統合」や「親子関係の再構築」という概念について先行研究を踏まえながら、論じていきたい。

家族再「統合」というように、『広辞苑 第6版』によると、統合には「二つ以上のものを一つに統べ合わせる」という意味がある。そのために、虐待等により児童が施設入所措置を採られ、分離となった親子が再び一緒に生活を始める「家庭復帰」と同義であると捉えられることが多い。しかし、この家族再統合の援助の目標は単に分離していた家族がまた一緒に生活を始めるということだけではない。才村は、「虐待が発生する家庭では、家族機能が失調していることは明白であり、それゆえ援助の目的はそのような機能不全に陥っている家族の機能が再生され、虐待環境が改善される」ところにある。このことは、親子分離ケース、在宅指導ケースにかかわらない」と述べる(才村 2005:271)。また、才村はゴールを必ずしも親子がともに生活することと限定するのではなく、「たとえ家族が離れて生活していても、その構成員が互いに家族の一員としてのアイデンティティを持ち、互いにその存在を受容することにより、情緒的なつながりが再形成されるようになるならば、これも家族が再統合されたと考えることができるわけであり、このような状況を実現することも家族再統合の1つの目標といえるであろう」と述べる(才村 2005:273)。

このように、「家族再統合」には家庭復帰という狭義の概念と家庭復帰はせずとも家族内の心理的なつながりの再構築を含む広義の概念もある。家族再統合という概念に幅がある状況において大澤は、『家族再統合』とは何かということが、もっとリアリティをもって理解される必要がある」と指摘し(大澤 2014:46-47)、狭義と広義の概念がそれぞれどのような立場から語られるのかということと先行研究の整理を踏まえて論じている。その結果、「広義の『家族再統合』概念が、もっぱら社会的養護の実践現場から言及されたのに対し、狭義の『家族再統合』が児童相談所や研究者の実証研究において言及されていた」ことが明らかとなった(大澤 2014:51)。両者の差異について大澤は「社会的養護の現場と、保護者支援プログラム開発を行う研究者との間に、『家族再統合』に対する理解の明確な差がある」という仮説を立て(大澤 2014:51)、次のように述べている。

入所児童とその保護者の置かれた困難な状況を間近に見ている児童養護施設では、家庭復帰だけがゴールではないということが実感として認識されている。児童相談所の職員にも保護者の置かれた困難な状況が把握されているが、本来的に保護者指導を行うべき立場の児童相談所およびそこで用いられる支援プログラムの研究者は、家庭復帰を目標としない保護者指導が想定しにくい。そのため自らの業務・研究目標を家庭復帰に求める傾向があると考えられる。(大澤 2014:51)

また、西澤は虐待ケースの家族再統合が『『どのような親であっても子どもは親によって養育されるのが最も幸福なのだ』という、科学的な検討を経ない『伝

統的家族養育観』などの価値観によってもたらされたもの」(西澤 2007: 19)あるいは、「児童相談所の一時保護所や児童養護施設などの児童福祉施設の慢性的満床状態に起因する、虐待を受けた子どもに適切な保護や保護後の社会的養育を提供できない現状を反映している」(西澤 2007: 19)との考えを述べている。さらに、こうした状況を「未熟な再統合」(西澤 2007: 19)とし、家庭復帰に限定された狭義の家族再統合の概念について批判的な立場をとっている。

一方で、2012年度、2013年度に設置された親子関係再構築支援ワーキンググループでは、「家族再統合」ではなく、「親子関係再構築支援」という言葉が使用されている。当グループは、親子関係再構築を「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復すること」と定義している(厚生労働省親子関係再構築支援ワーキンググループ 2014: 6)。さらに、親子関係再構築支援の種類を6つに分類している(厚生労働省親子関係再構築支援ワーキンググループ 2014: 6)。そこでは、支援の対象を「分離となった家族」と「ともに暮らす親子」に分け、それぞれ支援方針を定めている。親子分離が行われたケースにおいては、支援方針を家庭復帰に限定せず、親子が一定の距離を保ちながら、お互いの存在を受け入れることやまた親子交流が望ましくない場合には、親子関係の心の整理をすることも含んでおり、先述した家族再統合の広義・狭義の概念に対応できていると考えられる。また、ともに暮らしているケースにおいては、虐待の予防や、良好な親子関係の維持が支援方針とされている(図1)。

図 1 親子関係再構築支援の種類

- 分離となった家族に対して
 - ①親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援
 - ②家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援
 - ③現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生き立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供
- とともに暮らす親子に対して
 - ④虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援
 - ⑤不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援
 - ⑥家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持するための支援(アフターケア)

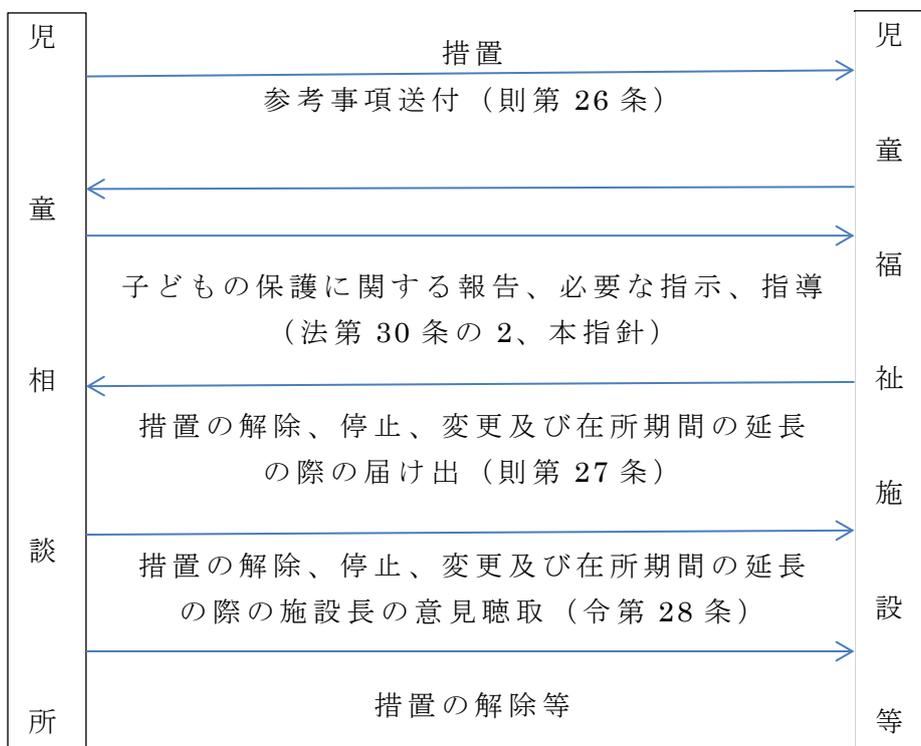
出典：厚生労働省親子関係再構築支援ワーキンググループ(2014)「親子関係再構築の定義」『社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン』, p.6

(3) 児童福祉施設と児童相談所の関係

大場は、「社会的養護を担う施設への入所は、多くは児童福祉法第27条第1

項第 3 号の措置による」と述べる（大場 2013：52）。その措置を行う児童相談所は、虐待や非行等の課題を抱える親子と相談や通告、時には強制介入という形で出会う。その後、親子をとりまく環境、心身の状態等、網羅的に親子の情報を集め、必要な支援を行う。施設への入所は親子に行う支援の一つであるため、「児童福祉施設等への入所は、一連の相談援助活動の流れの中にあり、子どもの育ちを保障する手段である」（厚生労働省親子関係再構築支援ワーキンググループ 2014：17）と捉えられる必要がある。児童相談所運営指針によると、児童相談所と児童福祉施設等との関係は次のように示される（厚生労働省 2017：208）（図 2）。

図 2 児童相談所と児童福祉施設等との関係



出典：厚生労働省（2017）『児童相談所運営指針』, p.208

図 2 について児童相談所運営指針の内容を約言すると、まず児童相談所は児童を措置する場合には、措置決定通知書に添えて児童の援助の参考になる資料を入所させる児童福祉施設の長に送付しなければならない（児童福祉法施行規則第 26 条）。参考となる事項は、児童の住所や氏名、年齢等基本属性や成育歴や性格行動、健康状態といった児童に関する事項だけでなく、家族構成、家族の氏名・年齢、家庭や地域環境、また措置に関する児童・保護者の意向や児童及び家庭に対する援助指針等、多岐にわたる（厚生労働省 2017：88-89）。

また、入所中は児童福祉法第 30 条の 2 に基づき、児童相談所は、児童福祉

施設の長に入所児童の養育に関する報告をさせることができる。児童相談所運営指針によると、報告の回数は、「全般的報告に関しては年 2 回程度、特別な問題を有する子どもに関しては、必要に応じてその回数を決めることが適当である」とされている（厚生労働省 2017：90）。また、同条の規定により、児童相談所は、児童福祉施設の長に対して、児童の保護について必要な指示をすることができる」とされている。

児童の措置の解除や停止、変更または在所期間の延長は、児童福祉法施行規則第 27 条に基づき、児童福祉施設の長からの届け出による場合と児童相談所長の職権による場合とがある。いずれの場合も、児童福祉法施行令第 28 条に基づき、児童相談所長は、児童福祉施設の長の意見を聞かなければならない（厚生労働省 2017：101）。

このように法律に明記されてあることばかりでなく、児童相談所運営指針には、児童相談所と児童福祉施設との関係について詳細に記載されている。その内容について約言すると、援助指針の策定や自立支援計画の策定・見直し時に児童相談所と児童福祉施設が十分に協議をすること、また、児童相談所は入所中も必要に応じて親・子に対する調査・診断・判定・援助の実施や定期的な施設訪問、施設と合同での事例検討会議等、施設と相互連携が図られるように留意することが求められている（厚生労働省 2017：89）。措置解除等の際は、解除等後の援助についても十分考慮し、保護者や児童福祉施設等と調整すること（厚生労働省 2017：101）、児童が児童福祉施設を退所した後も、退所後の施設による援助が円滑及び適切に行われるように情報提供等必要な支援を行うこと（厚生労働省 2017：104）が児童相談所に求められている。

また、先述した親子関係再構築支援ワーキンググループの設置目的の一つに、「施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援についての検討をすること」（厚生労働省親子関係再構築支援ワーキンググループ 2013：i）とあるように、親子関係再構築支援における児童福祉施設と児童相談所の連携、協働、役割分担のあり方について関心が高まっているといえる。本グループ設置前の「社会的養護の課題と将来像」においても「親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準³に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要がある（注釈筆者）」と指摘されている（厚生労働省児童養護施設等の社会的養護の課題に対する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会 2011：28）。

第 2 節 児童自立支援施設における親子関係再構築支援

(1) 非行と家族の関係

児童自立支援施設は、児童福祉法第 44 条⁴に規定され、1883 年に誕生した感化院から少年教護院、教護院と名称を変えながら、長きにわたり非行少年の受け皿として存在している施設である。1997 年の児童福祉法改正の際、教護院から名称を改め児童自立支援施設となった。また、本改正では名称変更と合わ

せて支援対象が「それまでの『不良行為をなし、又はなすおそれのある児童』に加え、『家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童』にまで拡大され」た（才村 2006：61）。施設の歴史の長さもさることながら、感化院時代の思想にも注目すべきであろう。後に、「感化事業の父」と呼ばれる留岡幸助は 1899 年に私立感化院「家庭学校」を開設し、以下のように非行少年を捉えていた。

不良少年の多くは悪むべきものにあらずして寧ろ憐むべきものなり。彼等の多くは、幼にして父母を失ひ四方に流浪し、仮令父母ありと雖も其家庭紊乱して秩序なく、実に罪惡の練習所と異ならず。彼等は実に知らず識らずの間に不善の境遇に陥るを免れず。必竟彼等に不良の傾向あるは全く之が為なり。（『留岡幸助著作集』第 1 卷 532 頁）

このように留岡は、不良行為の原因は親の不在や家庭環境の劣悪さによるものであると指摘しており、当時から非行と家族の関係を捉える視点を持っていたことがわかる。

また、1997 年に改正された児童福祉法に見られるように近年になって「非行」について考える際に「家族」という視点が用いられるようになった背景として、「虐待に対する問題意識」の高まりが影響していると考えられる。実際に、児童自立支援施設入所児童の 58.5%が被虐待経験を有している（厚生労働省 2015：10）。

虐待と非行のメカニズムを明らかにした橋本は、「虐待回避型非行は、虐待を受けた子どもがもっとも初期に出現させる非行」であると述べる（橋本 2004：82）。虐待回避型非行について約言すると、子どもは親の虐待から逃れるために盗みや家出等「回避的行動」を行う。最初は、虐待環境からの回避のための「適応行動」としての家出であったが、繰り返される中で家出によってもたらされる自由や夜遅くまで仲間と遊ぶことが次第に快感となってくる。このように「適応行動」であったものが「不適応行動」へと移行してしまうのが「虐待回避型非行」である（橋本 2004：80-81）。また、橋本は「被害と加害の逆転現象」についても言及している（橋本 2004：182-184）。「被害と加害の逆転現象」について橋本は、「最初の虐待の場合は親が加害の立場で、少年が被害の立場であったものが、非行という問題が入ってくることで、親が被害の立場に、少年が加害の立場となって逆転してしまうのです。これが虐待と非行における親子関係の『被害と加害の逆転現象』です」と説明する（橋本 2004：184）。この「被害と加害の逆転現象」は、親も子どもも被害者であり加害者であるにも関わらずどちらか一方の立場にしか立つことができないという特徴がある。その理由の 1 つとして、橋本は「少年も親も虐待と非行の関係が明確に理解されていないためです。虐待も非行も本来は非常に根深い問題を孕んでおり、それが複雑に絡み合っているのです。両者の関係を十分に整理することができません。そのため、自分の都合のいい立場に拠って立つのです」と述べる（橋本

2004 : 187)。

また、全国児童自立支援施設協議会は入所児童の家族への関わり方について以下のようなケースがあると指摘する。

児童自立支援施設に入所してくる思春期児童の中には、養育者等から安全感・安心感を得ることを諦めて、心理的ダメージや混乱を受けないように、養育者等からの指示に対する反抗的態度や養育者等に対する暴力や命令など攻撃的な行動によって、自らが養育者等をコントロールし支配しようとする子どもが存在する。またその子どもの顔色を窺わせながら養育者等に世話をさせる形で支配しようとする子どもが存在する。子どもは養育者等の対応から真の安全感・安心感を得ることはできないが、これ以上に養育者などからの心理的ダメージを回避するための手段として、養育者などをコントロールし支配する統制行動をとろうとしている場合がある。

(全国児童自立支援施設協議会 2009:163)

児童は親から安全感・安心感をもらえなかった被害から、親を統制する加害に逆転したとすればこれも「被害と加害の逆転現象」と考えられる。

このように児童自立支援施設では、問題行動とその背景にある家族の問題という複雑な課題を抱える児童への支援が求められているといえる。児童自立支援施設入所児童が抱える課題の背景として家庭環境が指摘されながらも、今後の見通しとして、入所児童の 59.7%が「保護者のもとへ復帰」が目指されている(厚生労働省 2015 : 13)。また在所期間も「1年未満」が1番多く 59.6%、次いで「1年以上2年未満」が 30.6%となっている(厚生労働省 2015 : 4)。以上のことから、家庭復帰に向けた支援がスピーディーに行われる必要があるといえる。その理由として、児童の年齢と施設の固有性が関係していると考えられる。施設入所時の児童の年齢をみると、最も多いのが13歳で564人、次いで14歳511人、12歳219人、15歳142人の順になっており(厚生労働省 2015:3)、12歳から15歳は中学生の年齢に該当するが、これらを合計すると、全児童の総数(1,670人)の約85%を占めることになる。

また、施設の持つ固有性の1つとして考えられるのは、児童の生活が施設内で全て完結するということであろう。小林は施設の生活について、「児童自立支援施設に入所している児童は、日常の生活場を『寮舎』で過ごしなが、施設内に設けられた『学校』で学習や部活動に励むことになる」と述べる(小林 2012 : 138)。この学校さえも施設内に存在するということが、同じ児童福祉施設である児童養護施設との違いの1つである。言い換えるならば、これらの環境によって児童は社会との交わりが一定程度制限されるといえる⁵。斉藤は、「閉鎖性の高い施設入所は、あまり長くない方がよい。まだ課題が残されていて、生活面を通してケアが必要であれば、グループホーム等にゆだねるのがよい」(斉藤 2004 : 145)、「少年法でなく児童福祉法の下に、委ねられた子どもならば、なるべく早く社会に参加させながら、成長を図る手立てを試みる必要

がある」(斉藤 2004: 147)と指摘する。これらの点から考えると、中学生の年代で入所した児童が短期間の入所を経て、まだ年齢的にも社会で独り立ちをするのは厳しい年齢のまま、施設を退所することになった場合、受け皿となるのは家庭ということになるであろう。

家庭に復帰するケースが多いものの、児童自立支援施設退所児童の施設退所後の暮らしは決して良好とは言えない。東京都福祉保健局の調査によると、退所児童からの相談内容として最も多いのは「親子関係」(27.2%)であり(東京都福祉保健局 2005: 89)、退所後の主な非行内容としては、「家出外泊」(41.9%)が最も多くなっている(東京都福祉保健局 2005: 93)。また、石飛も退所児童の予後の状況について調査を行っている。その結果について約言すると、高等学校や職業訓練校等に進学した児童のうち、1年以内に退学した児童の割合を示す中退率は48.8%、就職した児童うち1年以内に離職した児童の割合を示す離職率は60.1%、退所後1年以内に逮捕や補導された児童の割合を示す再非行率は、16.7%となっている(石飛 2011: 258)。

(2) 児童自立支援施設における親子関係再構築支援の実践

それでもなお、実践現場では児童や親に対する親子関係再構築支援として、家庭復帰に向け多くの取り組みがなされていることは、先行研究からも明らかであった(末 2008; 矢野 2014)。親に対しては、今までの子育ての苦労を労い、信頼関係を構築する中で、児童と親が交流する機会を提供する取り組みが行われていた。親が交流する取り組みとしては、授業参観や施設行事への参加、児童の病院への同行、面会・外出、一時帰宅訓練等が挙げられていた。

また、筆者は卒業論文執筆にあたり、「児童自立支援施設の家庭復帰支援」をテーマに設定し、施設職員にインタビ

ュー調査を行った。そこでは施設職員の熱い思いによる実践が展開されていることがわかった。支援内容についてKJ法を用い、分析した結果が表1である。インタビューは児童自立支援施設AのB氏C氏、児童自立支援施設DのE氏に実施した⁶。

児童本人へのアプローチとして、施設生活の中でタイミングを見て児童に対し家族との関係の振り返りをさせ、児童の辛かった思い等を聞き「児童に寄り添う」こと(C氏)や、親子関係の修復について諦めている児童が施設で、話し合いによって他の児童とのトラブルを解決する経験といった「集団生活での学び」を通して、自身の親子関係についても話し合いによって解決しようとい

表1 インタビュー内容分析 結果

大項目	中項目
児童本人へのアプローチ	児童に寄り添う
	集団生活での学び
	進路決定
親へのアプローチ	親に寄り添う
	家族に積極的に働きかける
児童相談所等との連携	ケースカンファレンス
	家庭復帰に向けた連携
児童・親へのアプローチ	家族会議の開催
	退所後のサポート
思い	思い

出典：筆者 卒業論文内資料

う気持ちになること（C氏）などが語られた。さらに、「進路決定」の際にも「児童も親も納得の上で進路決定を行うこと」を重視し、進学先の紹介や児童とともにアルバイト先を探す等積極的な働きかけ（E氏）が行われていた。

親へのアプローチとしては、児童に対して無関心や養育能力が低く見える親であっても、親自身の問題や児童との関係に悩み、生きづらさを抱えているケースも少なくないため、親を否定することなく、「親に寄り添う」姿勢を大切にしている（E氏）。また、親に寄り添い、児童と親それぞれから信頼される存在になること（C氏）が重視されていた。一方、親を否定する等、寄り添わない姿勢を取ると、児童との関係も悪くなるとの意見（E氏）も聞かれた。また、施設内で児童の日常生活上のケアを行う施設職員も、「家族に積極的に働きかける」ことで、家族の中からキーパーソンを見つけ、児童の親子交流の機会に繋げるという実践（E氏）が行われていた。

児童相談所等との連携として、施設A、Dともに「ケースカンファレンス」等を通じて、児童相談所と協議する機会をもっていた。また、「家庭復帰に向けた連携」として、親子交流の機会の1つである「帰省」に向け、児童相談所と施設の役割分担の協議等準備が行われていた。帰省の時期については、児童の様子といった施設の視点だけでなく、家族や地域の様子といった児童相談所や元籍校の視点を踏まえて考えることが必要である（E氏）という意見も聞かれた。

児童・親へのアプローチとしては、親子がそれぞれの思いを話し合う「家族会議の開催」の際に、施設職員が親子の間に入り両者の思いを通訳する役割を担うこと（C氏）や、「退所後のサポート」として、児童が進学した高校との関係作り（C氏、E氏）等の取り組みが行われていた。

また、入所児童の中には親から愛されなかったという経験を持つ者が多いという実態の中でB氏は「施設職員は児童の愛着の傷を修復し、児童と良い関係を作る。つまり、児童が職員に対して『自分のことをちゃんと見てくれている』という感覚を持てるようにし、職員も児童のことをきちんと認めていくといった関係ということである。しかし、施設はいずれ退所する場所である。職員は、児童の自身に向けている感覚、自身との関係性を施設内の生活で終わらせるのではなく、退所先である家庭や里親、他の施設とも築けるようにすることも大切である」と語った。

これまで家庭復帰という限定的な枠組みの中で児童自立支援施設の実践について言及してきたが、藤間は、児童自立支援施設の家族再統合の新たな位相として、「親子関係を『距離化』する支援」（藤間 2014：134）を提唱する。藤間は、これまでの家族再統合論における「家庭復帰前提型支援」と家庭復帰が望まれない場合に、「社会が生活基盤や権利を保障して『家族維持』を目指す支援」（藤間 2014：130）である「分離型支援」には、課題があると指摘する。藤間の指摘を約言すると、家庭復帰を行う場合、児童が「変わらない」「不安定」な親の下に帰ることで、施設の生活で変わった児童が揺り戻しに合うリスクについて指摘する。一方、分離型支援を行う場合、退所児童にとって、家庭以外の

受け皿が少ないという問題、児童自立支援施設の支援対象に「不良行為をなし又はなすおそれのある児童」が含まれることから、「不良」の施設というイメージを持たれやすいという児童のスティグマの問題もある。また、家庭復帰をせず一人暮らしをしたとしても、「児童は親を求める」ため、親子「共依存」の状態が生じると指摘する（藤間 2014：131-133）。

一方、藤間は「親子関係を『距離化』する支援」は、「『親が変わらないことをわからせる』支援」と捉えている（藤間 2014：134）。児童が育った家庭は虐待が行われていたり、児童が生活リズムを身につけるには適していない環境であったりする場合もあるが、それでも児童は親を求めるという。そのような児童に対して、自身と家族を相対化させ、その関係を客観視させるのが「親子関係を『距離化』する支援」である。藤間は、家庭復帰や分離型支援について言及した上で、「前二者が一度『分断』した家族関係や感情的融合を『再構築』するものとされてきたのに対し、…（中略）…『親が変わらないことをわからせる』支援は、意識レベルで子どもを保護者から切り離す点で明らかに異なる位相にある」と述べる（藤間 2014：135）。

藤間がいう親子関係の距離化の支援を行うにあたり、施設職員の親に対する支援スタンスは、筆者の卒業論文執筆時のインタビュー調査や、家庭復帰の実践についての先行研究から導き出された親の苦労を労い、また親に寄り添うという姿勢とは異なるものになると考えられる。親子関係を距離化させるためには、ややもすると、親の問題、弱み、病理性に着目しなければならないのではないか。

児童自立支援施設運営指針では、家族への支援として「保護者や家族に対して、子どもへの養育が不適切であったとしても、一人の人間として尊重した交流を行うことが重要である」、「保護者や家族なりの努力や配慮をしてきたことへの共感的な理解に努め、信頼関係を構築し、保護者や家族とともに協働して子どもの育成に取り組む」こととされている（厚生労働省 2012：9）。このような支援の姿勢が規定されている中で親子関係を距離化する支援を行うことは、施設職員の支援者としてのアイデンティティの混乱を招くことに繋がるのではないかと考えられる。藤間は小舎並立制で運営されている児童自立支援施設 Z において、施設職員に対するインタビュー調査や参与観察を行い、以上の議論を進めている。今後、小舎並立制だけではなく小舎夫婦制等あらゆる実践場面を念頭に置き、この親子関係を距離化する支援がどのように展開され、またその後の児童や親、また施設職員への影響についてさらに議論を進めていく必要があるといえる。

第 3 節 研究目的

「少年法改正の流れの中で、平成 17 年 7 月 29 日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局に『児童自立支援施設のあり方に関する研究会』が設置され」た（小木曾 2009：202）。本研究会の設置の経緯として、以下のことが述べられている。

近年、児童自立支援施設の状態をみると、入所している子どもの長期的減少傾向が続く中、一方では、虐待を受けた経験や発達障害等を有する子どもの割合が増加する傾向にあり、また、寮舎の運営形態においては多数を占めていた伝統的な小舎夫婦制が減少し、交替制へシフトする施設が増えるなど、施設の様相が大きく変化しつつある。また、相次いだ年少少年による重大事件への対策として、従来、14歳未満の触法少年等については児童自立支援施設等の児童福祉領域が対応してきたものを、少年院における処遇にも道を拓くことに改めようとするなどの少年法及び少年院法の改正の動きがある。

児童自立支援施設は、このような変化や動向の中で、改めてその存在意義が問われており、将来を見据えた今後のあるべき方向について根本的な見直しをすべき時期にきていることから、「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」…（中略）…を設置。（厚生労働省 2006）

本研究会は、2006年2月に「『児童自立支援施設のあり方に関する研究会』報告書」を取りまとめた。その内容は、「(1) 施設における自立支援機能の充実・強化、(2) 施設の運営体制の充実・強化、(3) 関係機関等との連携、(4) 児童自立支援施設の将来構想について、当面早急に取り組むべき課題や方向性を整理したもの」である（厚生労働省 2006）。ここでは、「関係機関等との連携」に着目し、特に児童相談所との連携について論を進めていきたい。

児童相談所職員は、増大する虐待ケースに日々忙殺されている。このような状況に関して、児童自立支援施設、児童相談所の両機関での勤務経験を有する須藤は、「児童相談所自体に、急増する児童虐待の対応に追われていて、問題行動を繰り返す子どもに対して、十分にゆとりを持って対応することができていない状況もある」のではないかとの意見（須藤 2011：174）や「児童福祉司自身、虐待対応には数多くの経験があっても、非行問題の対応に不慣れであり、苦手という方もいる」という実態を述べている（須藤 2011：174）。その要因の一つに児童相談所の組織体制が関係していると考えられる。児童相談所運営指針では、児童相談所の組織体制について、①地区別構成（地区チーム制等）②相談種類別構成（養護チーム、障害チーム、非行チーム、育成チーム等）⁷といった2通りの分け方が示されている（厚生労働省 2017：23）。しかし、小木曾が「全国の児童相談所で、非行専任職員若しくは担当部署を設置しているところがどれくらいあるか検索することにしたが、実際には、4ヶ所程度しか探しあてることができなかった」（小木曾 2009：199）と述べているように、相談種類別構成に基づいた組織体制が敷かれている児童相談所が少ないのが、実態である。

「『児童自立支援施設のあり方に関する研究会』報告書」では、「児童福祉の領域における非行問題への取組を充実したものにするためには、児童自立支援施設と児童相談所の双方の専門性の向上が図られるとともに、児童相談所と連携を図ることが極めて重要であり、緊密に連携して、入所の円滑化、親（保護

者)への関わり方、退所後のアフターケアの充実を図っていくことが必要である」(厚生労働省 2006)と明記されている。このように、先述した児童相談所の非行ケースへの十分な対応が厳しい現実を踏まえながらも、児童相談所と児童自立支援施設の連携が重要視されていることがわかる。また、その連携の重要性について児童相談所運営指針においても、里親や児童福祉施設等との関係における個別的事項として、「児童自立支援施設、児童心理治療施設等に入所している子どもは援助に困難を伴うことが多いので、定例的に連絡協議会を開催する等、特に緊密な連携を図る」こととされている(厚生労働省 2017:178)。しかし、本報告書では、「児童相談所側からのケース情報、援助指針などの提供及び児童自立支援施設側からのケース情報、自立支援計画などの提供が十分でなかったり、子どもの入所の動機づけ、家族との調整内容、期間などについて、児童相談所と施設の間で意思の疎通が十分に図られていないなど連携が円滑に図られていない場合がある」といった現状にも言及されており(厚生労働省 2006)、そのような現状を踏まえて、「相互理解を深め、信頼関係の構築を図る上からも積極的に人事交流や合同研修などを行うことも必要である」と述べられている(厚生労働省 2006)。

児童相談所と児童自立支援施設の関係親子関係再構築支援という視点から見ていきたい。厚生労働省による「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の取組に関する調査」は、「社会的養護関係施設に入所する子ども等への親子関係再構築支援の取組状況を、目標別⁸に定義、分類して調査し、各施設種別における親子関係再構築支援の取組の全体像を明らかにすること、家族療法事業の取組状況を把握すること、さらに施設の体制や児童相談所等との連携状況、今後の支援の充実に向けた課題等を調査して、それらを総合的に検討することを目的(注釈筆者)」に実施された(厚生労働省 2016:2)。調査は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設(現:児童心理治療施設)、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童相談所、児童家庭支援センターを対象に実施された。

児童自立支援施設に対する調査では、親子関係再構築支援に関する児童相談所との連携状況を「役割分担の状況」「役割分担の実行状況」「情報交換の実施状況」の3点から、回答が得られた46施設で集計を行った。その結果、約8割が児童相談所と「役割分担ができています」「ある程度役割分担ができています」「必要な事項について役割分担ができています」の合計、「役割分担が実行できています」「ある程度役割分担が実行できています」「必要な事項について役割分担が実行できています」の合計と答えている。また、情報交換の実施状況についても9割以上で「情報交換が実行できています」「ある程度情報交換ができています」「必要な事項について情報交換ができています」の合計と回答していた(厚生労働省 2016:127-128)。

一方で、親子関係再構築支援に関わる児童相談所との連携についての課題を自由回答により求めた結果、「情報共有がなされていない。定期的な情報交換の場作りの必要性(4施設)」「担当者が多忙であり個別ケースに時間がかけられ

ない（3施設）」「役割分担を明確にする必要がある（3施設）」等が挙げられていた（厚生労働省 2016：129）。

また、児童相談所に対する調査では、親子関係再構築支援に関する社会的養護関係施設等との連携状況を児童自立支援施設と同様の3点から、回答が得られた161の児童相談所で集計を行った。その結果、約7割が「役割分担ができている」（「必要な事項について役割分担ができている」、「ある程度役割分担ができている」の合計）と答えている。「役割分担が実行できている」（「ある程度役割分担が実行できている」「必要な事項について役割分担が実行できている」の合計）との回答は、約8割、「情報交換が実行できている」（「ある程度情報交換ができている」「必要な事項について情報交換ができている」の合計）との回答も9割以上に上っている（厚生労働省 2016：194-195）。

また、児童相談所においても同様に、親子関係再構築支援に関わる社会的養護関係施設との連携についての課題を自由回答により求めている。その結果、「情報共有がなされていない。定期的な情報交換の場作りの必要性（38施設）」「児童相談所と施設との方針が一致しない（18施設）」「業務が多忙であるため、情報交換等が行いにくい（5施設）」「援助計画や自立支援計画の確認や見直しが定期的に行われていない（4施設）」という課題があることがわかった（厚生労働省 2016：197）。

数字で示された量的な調査結果からは、児童自立支援施設と児童相談所の連携状況、児童相談所と社会的養護関係施設等の連携状況は、概ね良好であるとうかがえる一方で、自由回答に基づく質的な調査結果からは、それぞれ連携に関して、いくつかの課題を感じていることがわかった⁹。

そこで、本研究では、児童自立支援施設の寮担当職員と児童相談所の児童福祉司のそれぞれが児童自立支援施設入所児童に行う親子関係再構築支援の内容とその際の相互の連携内容及び思いを聞き取ることで、両者がそれぞれの連携状況をどのように捉えているのかを明らかにしたい。そうすることで、親子関係再構築支援における児童自立支援施設と児童相談所それぞれの連携展開プロセスを可視化し、相互のプロセスの関連や、さらにより良い連携に向けて求められる取り組みについて考察したい。

第4節 用語の定義

(1) 連携

広辞苑第6版によると連携とは、「同じ目的を持つ者が互いに連絡をとり、協力し合って物事を行うこと」と定義されている。青柳・川島は「誰もが必要であると認める専門職連携であるが、…（中略）…これまでも、さまざまな先行研究が行われてきているが、その際の連携の定義としては、おおよそ以下の4つの要素が大切であるとされている」と述べる（青柳・川島 2008：193）。

- ①知識や資源を共有する
- ②2人または二つ以上の組織が協働する

③単独では解決できないようなゴールを目指す

④相互の違いを認め合う

(青柳・川島 2008 : 193)

また、青柳・川島は「医療・保健・福祉をはじめとする利用者の在宅生活を支えるさまざまな専門職は、それぞれの専門性ゆえに内在する固有の価値や原則、援助のビジョンや任務を持っている。…(中略)…連携とは、お互いが同じ方向を目指しながら、それぞれが自立しつつ役割分担していく作業と言うことができる」と述べている(青柳・川島 2008 : 193)。

青柳・川島が指摘する連携の要素の中にも出てきた「協働」という言葉も連携と類似する言葉であると考えられる。亀口は、コラボレーションという言葉の説明をするにあたり、「(コラボレーションの)訳語にも複数の例があるが、現在では、協調して働くという意味合いを含んだ『協働』もしくは、『協働すること』が、もっとも頻繁に使われている(補足筆者)」と述べる(亀口 2002 : 7)。また、亀口は「コラボレーションには、さまざまな形式があると同時に、定義も定まっていないのが現実である」と指摘した上で(亀口 2002 : 7)、自ら「所与のシステムの内外において異なる立場に立つ者同士が、共通の目標に向って、限られた期間内に互いの人的・物的資源を活用して、直面する問題の解決に寄与する対話と活動を展開すること」と定義している(亀口 2002 : 7)。

青柳・川島の「連携」と亀口の「コラボレーション」の定義を比較すると、「お互いの立場の違い」を前提にしながらも「同じゴール」を目指す作業という意味で両者は類似していると考えられる。本論文では、両者の定義を踏まえて「連携」という言葉を「それぞれ異なる立場やそれに付随する価値観、任務を持った者同士が同じ目標に向かって活動すること」と定義したい。

(2) 親子関係再構築支援

「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の取組に関する調査」では、児童自立支援施設入所児童の約6割が、「親の養育行動と親子関係の改善を図り、家庭に復帰する」ことを親子関係再構築支援の目標としていたことが明らかとなった(厚生労働省 2016 : 110)。このことは、先述したように児童自立支援施設入所児童の今後の見通しとして、半数以上が「保護者のもとへ復帰」という結果となった厚生労働省(2015)の調査から見ても妥当であろう。また、入所児童の6割近くが被虐待経験を有していることから「親の養育行動」の改善が図られ、「親子関係」が改善されることを目標とすることも妥当であると考えられる。しかし、先述した「被害と加害の逆転現象」(橋本 2004)にもあるように、児童自立支援施設入所児童に関しては「非行」や「問題行動」といったファクターも軽視できず、親子関係悪化の原因を親の虐待か子の非行かと明確にすることは難しい。そのため、「親の養育行動」のみに改善を求めることに違和感を覚える。

以上のことから、本論文では「親子関係再構築支援」を「親子関係の改善を図り、児童が家庭復帰するための支援」と定義したい。

第2章 研究方法

第1節 データ収集方法

児童自立支援施設(夫婦制)の寮担当職員3名(児童自立支援施設AのO氏、児童自立支援施設DのF氏、児童自立支援施設KのH氏)と児童自立支援施設入所児童の親子関係再構築支援を行った経験のある児童福祉司2名(児童相談所JのG氏、児童相談所LのI氏)と児童相談所の所長1名(児童相談所MのN氏)に半構造化インタビューを実施した。インタビュー調査は2017年5月から7月にかけて実施し、1時間弱～1時間半のインタビューを1人につき1回ずつ行った。インタビューを実施するにあたり3つのインタビューガイドを用いた。1つ目は、入所時から退所後といった時系列に沿って、それぞれ寮担当職員(児童福祉司)として行う支援、また、児童相談所(児童自立支援施設)との連携内容やその思い等を聞くことを目的としたものである。1つ目のインタビューガイドを用いて行った調査から、よりインタビュー協力者の自由な語りを聞く必要性を感じ、インタビューガイドを再編した。2つ目のインタビューガイドでは、親子関係再構築支援がうまくいったケース、うまくいかなかったケースについて、1つ目のインタビューガイドと同様に、自身が行った支援の内容とそのケースにおける相手機関との関わりについて聞くというポイントだけを設定し、あとはインタビューの流れに応じて、適宜質問を行った。3つ目は児童相談所の所長に対して、児童自立支援施設入所児童の親子関係再構築支援を行う児童相談所の現状等を聞き取ることを目的に作成した。いずれの場合もインタビュー協力者の基本属性を聞くことから始め、インタビューガイドを基本としながら、インタビュー協力者との話の流れに合わせてながらインタビューを行った。

第2節 分析方法

分析方法として、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(以下、M-GTA)を用いた。M-GTAは、木下康仁氏によって発案された質的研究方法である。M-GTAは「データの解釈から説明力のある概念の生成を行い、そうした概念の関連性を高め、まとまりのある理論を創る方法」(木下 2007: 35)とされている。分析方法としてM-GTAを選定した理由は2つあり、1つ目は本分析方法が「研究する人間」としての筆者の視点で、「いくつか考えられる意味可能性の中からどれかを選択」(木下 2007: 35-36)するという「選択的判断」によって、データの意味の解釈を行う点である。2つ目は、今回の分析で導き出された理論が実践現場にフィードバックされることにより、現場の実践者が本理論を応用・修正できる点である。筆者は、実践のフィールドを持たないまま研究を進めているため、自身の解釈と現場の意識に多少のずれが生じる可能性があることは否めない。もちろん、導き出される理論は協力者の語りに依拠する「Grounded-on-data」(木下 2007: 42)である。ぜひ、本理論を実践現場で応用・修正していただきたい。

分析は、概念名欄、定義欄、具体例欄、理論的メモ欄から構成される「分析

ワークシート」を概念生成時に、概念生成時だけでなく分析全体に関するアイデアを記入する「理論的メモ・ノート」というツールを使用する。分析はデータのある部分に着目し、その意味を解釈することから始まる。解釈ができれば、その内容について定義、概念名を考える。さらに、再度データに戻り作った定義にあてはまる類似例や対極例を探し、必要に応じ、概念名、定義の再考・再設定をしながら概念の完成度を高めていく。それと同時に新たな概念についても検討していく。一方で、生成した概念と概念を個別に検討しカテゴリーを生成する作業、カテゴリーとカテゴリーの比較から全体の中心となるカテゴリーや概念をみいだす作業も同時に行う。最終的に分析結果は、「概念とカテゴリーだけで簡潔に文章化するストーリーライン」（木下 2007：228）及び結果図で示される。

データの解釈は、分析テーマと分析焦点者の視点から行う。分析テーマとは、「研究テーマをデータに即して分析していけるように絞り込んだもの」（木下 2007：144）であり、「最終的にその分析で自分が何を明らかにしていこうとするのか、大きな方向性を設定するもの」（木下 2007：146）である。一方、分析焦点者とは、インタビュー協力者を「抽象化した集団」（木下 2007：155）としてまとめ、「分析焦点者にとってはどういう意味になるだろうかという視点でデータをみていく」（木下 2007：158）ことが重要である。本研究では、「児童自立支援施設の寮担当職員から見た児童相談所との連携」と「児童相談所の児童福祉司から見た児童自立支援施設との連携」という異なる2つの視点が存在するため、分析テーマ及び分析焦点者もそれぞれ分けて設定する。児童自立支援施設の寮担当職員に行ったインタビュー調査は、分析テーマを「児童自立支援施設の寮担当職員が入所児童の親子関係再構築支援を行う際の児童相談所との連携展開プロセス」、分析焦点者を「児童自立支援施設の寮担当職員」と設定する。児童相談所の児童福祉司及び児童相談所の所長に行ったインタビュー調査は、分析テーマを「児童相談所の児童福祉司が児童自立支援施設入所児童の親子関係再構築支援を行う際の児童自立支援施設との連携展開プロセス」、分析焦点者を「児童相談所の児童福祉司」と設定する。

第3節 倫理的配慮

本研究は、関西福祉科学大学研究倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号 16-46）。インタビュー協力者及び、インタビュー協力者が所属する機関の長に対して、研究目的、調査方法、倫理的配慮、調査協力者の権利について、個人情報とデータの取り扱いについて、研究成果の公表方法について、お問い合わせ先を明記し、捺印をした依頼文を渡した。また、インタビュー協力者には合わせてその内容について口頭で説明も行った。インタビュー協力者及び、インタビュー協力者が所属する機関の長から、インタビュー調査における同意書に署名してもらったとともに、万が一、調査に協力できない事態が発生した際には同意を撤回できるよう、同意撤回書も渡した。インタビューを行うにあたり、インタビュー内容の録音についてインタビュー協力者の同意が得られた場合の

み IC レコーダーにて録音を行った（6 人中 5 人から同意が得られ、同意が得られなかった 1 人からも話の内容をメモに残すことについて同意が得られた）。インタビューは全て協力者の所属機関にて実施した。得られた録音データはインタビュー協力者の個人情報の部分や話された児童や保護者について個人が特定されそうな部分は匿名化して逐語録を作成した。

第3章 分析結果

第1節 分析結果① 児童自立支援施設寮担当職員へのインタビュー調査から分析の結果、9の概念と2つのサブカテゴリー、3つのカテゴリーが生成された。M-GTAによる分析結果を文章化したストーリーライン及び結果図(図3)を示す。「」は概念、「《 》」はサブカテゴリー、「【 】」はカテゴリーを表す。また、概念やカテゴリーの詳細は後述する。

(1) ストーリーライン

寮担当職員は児童相談所と協働し、児童や保護者に支援を行っていくにあたり、児童相談所から《『児童をお預かりしている』責任》がある立場として、自身が知り得た情報を積極的に児童福祉司に伝え、児童福祉司から入所時・入所中など適宜情報をもらうなどして、「情報を活用する」ようにしていた。また、児童とともに生活をする中で見えてくる「児童の思いを児童福祉司に伝える」ことも行っていた。また、児童の支援の方向性について児童相談所との協議等を通して決定していく中で、児童とともに生活をしている立場としての寮担当職員の意見等は「児童福祉司の信頼」が得られている。

また、考え方や経験年数等《児童福祉司の支援のバラツキ》があり、寮担当職員は児童相談所に対する《『児童をお預かりしている』責任》から、自ら「支援の段取りを立てる」、「『措置権者』としての責任行使を要求する」、「児童相談所に主に任せる部分」を決めるなど《児童福祉司へ発信する》ことによって、【支援の流れを作る】ことをしていた。

【支援の流れを作る】ことで、寮担当職員は「児童福祉司とともに親子の課題に対峙する」ことができ、また、寮担当職員と児童福祉司の2人が児童や保護者に支援をすることで「お互いが緩衝材になる」ことができる。こうして【児童相談所との支援体制の維持】が図られる。

(2) 各カテゴリーと概念

協力者の発言は「ゴシック体」で示し、()は文脈を明確にするため、筆者が補った。また、筆者の発言は〈 〉で示した。¹⁰

a. 【児童福祉司の支援のバラツキ】

【児童福祉司の支援のバラツキ】は同一名称の概念「児童福祉司の支援のバラツキ」1つからなる。児童福祉司によって面会の頻度や施設行事の参加に差がある場合が多く、退所後の学校とのパイプ作り等寮担当職員が重要視していることについて児童福祉司によって得られる理解に違いが見られることがある。これらは、児童福祉司の考え方に起因するだけではなく、経験年数によっても児童福祉司の支援に違いが見られることである。

「まあ考え方がいろいろあるんですけど、それこそワーカーさんの面会っていうのも無いところは全く無いので、入(所)…」

〈寮の中で…児童に対して〉

「はい。ある方は、まあまあ親御さんほどは多くないんですけど、いろんなケース抱えてはるんで、うちの子だけじゃないんでね。隣の寮とか『ちょっとあ

る子の寮で来たんでちょっとせっかくなんで会っていいですか?』とか『最近どうですか?』みたいなんで顔見に来てくださったりとか、気にしてくださったり」(H氏)

b. 【支援の流れを作る】(コアカテゴリー)

【支援の流れを作る】は『『児童をお預かりしている』責任』と『児童福祉司へ発信する』の2つのサブカテゴリーからなる。

『『児童をお預かりしている』責任』は「児童福祉司の信頼」と「情報を活用する」「児童の思いを児童福祉司に伝える」の3つの概念からなる。

「児童福祉司の信頼」は、児童の支援の方向性について児童相談所との協議等を通して決定していく中で、児童とともに生活をしている立場としての寮担当職員の意見等について児童福祉司の信頼が得られていることである。

「帰省はもう寮長がまあまあその会議で一応何泊何日っていうのをばばばって言って、全体で妥当かなって。まあ、げん…宿舎でやっぱその子によってまた違うこともあったり、そのある程度のルールはあるんですけど、それはもう各寮長に任せる中で、寮長が何泊何かなあ、親子関係も含めて、その辺は…。そのあと、みんなで会議で確認してっていう感じですかね。」

〈会議はD内での…?〉

「D内での。児相はもう何泊何日返します。学校も何泊何日返しますっていう感じで。」

〈そこから、なんか意見とか〉

「たまに、『それはちょっと長いんじゃないですか?』とかいうことありますけど、まあだいたいそれあの一…そこで調整したりとか。まあそちらで任せますっていうこともほとんど多いんで…そこであんまもめることないかなあって感じですね。」(F氏)

「情報を活用する」は、寮担当職員は、入所時に児童や保護者の情報を児童福祉司からもらい、施設で支援体制を確立させ、入所中も寮担当職員が知り得ない情報を児童福祉司からもらうほか、児童福祉司が知り得ない施設での児童の様子を積極的に伝えることで寮担当職員と児童福祉司の両方が同じ情報を持って支援を行うことができるようにすることである。

「ねえやっぱワーカーさんしか知り得ない親御さんの最近の様子はこうなんやとかね。地域の状況がこうでとかね。そういう話は、「なんか情報ありますか」っていうことで聞いたり、言ってくださることはあるんですけど。」(H氏)

「そうですね。あります。『こういうこと話しました』とか、ケースワーカーも詳しい情報知らないんで、『実はこうこうこういうことがあって普段こういう生活しとってちょっと今こういう言い方してるんです』とかそういう説明も、はい。あの、こっちではしてますかね。」(F氏)

「児童の思いを児童福祉司に伝える」は、多忙である児童福祉司の状況や考え方を理解しながらも、児童とともに生活をする中で見えてくる児童の思いや姿を児童福祉司に伝えることである。

「僕らは一応お願いはしてるんです。うん、その忙しいとは思いますが、（施設訪問を）お願いしますっていうのは、ことある事に言うし、」

〈しょっちゅう来てくださるっていうことで〉

「はい。発信としては。まあ、愚痴じゃなくて、やっぱり子どもらもいろんな人に関わってもらえてるっていうことで。」

〈けっこう、行事とかもあるじゃないですか。招待とかもしてはるんですか？〉

「はい。」

〈でもあんまり…？〉

「まあそれで来てくれはる人は来てくれはるんです。なんでそこで差が出るんです。『あいつのワーカーさん、いつも来てくれるよな』って。『なんで、俺のここうへんねん』みたいなのが、なんとなーく、毎年あるので。」（H氏）

「（児童福祉司は）『お母さんの気持ち考えるともうちょっと（帰省の期間）減らした方が…』（と言うが）（寮担当職員からすると）『やっぱ、子どもそれ以上減らすと…』やっぱ周りとのバランスもあるんであほらしなってくる…余計かん…なんでこんなけってなってくるかも」（F氏）

《児童福祉司へ発信する》は、「支援の段取りを立てる」「児童相談所に主に任せる部分」「『措置権者』としての責任行使を要求する」の3つの概念からなる。

「支援の段取りを立てる」は、児童福祉司の考え方が寮担当職員と異なる場合等に、寮担当職員が期待する動きを児童福祉司にとってもらえるように要求することである。

「児童相談所に主導で動いてもらわないといけない場合に、特にちょっと動きが期待できないなっていう場合は、（ケースカンファレンスを開き、）『こんな話になりましたよね。次会うときまでに、これくらいは進めといてもらえますよね』みたいなね。」（H氏）

「まあ（児童福祉司主催の）サインズ（オブセイフティー）が終わって、で、ほんでその児（童）相（談所）のワーカーさんにも、『いや、まあこれはこれでええねんけど、いやもっと話しないと。子どもがこう納得せえへんっていうか、まだ分かってもらえてる感がないとか、親に。そのことについてはもっかい時間とりましょ』とか、そういう風にしてあのまた設定してもらったりするようにしてる。」（O氏）

「児童相談所に主に任せる部分」は、寮担当職員は基本的に非審判的な態度で保護者に接し、保護者に対する指導の部分は児童相談所に任せるが、内容によっては寮担当職員が指導する場合もあることである。（概念名で児童福祉司ではなく児童相談所としたのは、インタビュー調査から、児童福祉司だけでなく、児童相談所の児童心理司に保護者を指導してもらっているケースもあったためである。）

〈ケースワーカーさんと施設の寮長先生とそれぞれどんな役割担ってはりますか。〉

「役割…だいたい児（童）相（談所）の方は、『あきませんよ』『こんなんあき

ませんよ』っていう風な感じ…」

〈親に…〉

「うん。『これはやめてください、あきませんよ、そこは良くなかったんじゃないですか。』っていう風な。こっちは、僕は『あきません』…僕らやっぱ親は子どもの前で絶対否定したらあかんっていう思いは持ってるんよ。なんやかんや言いながら、やっぱり自分の親をそういう馬鹿にされたり、否定されたりするのは、絶対嫌なはずやから。それは気づけてんねん、僕は。僕は、『その子の思いわかったってください』っていう風な。そういうスタンスでいっとったね。」

(O氏)

〈それは、今までの子育てのアドバイスとかは寮長先生からお父さんにとってしたりは…〉

「それは、僕はしてなかったね。子育ての…うん。」

〈お父さんに話される内容としては、その子の情報とかっていうところ…〉

「うん、うん。そうやなあ。『そりゃ、お父さん叩くんはあかんでしょ!』とか『そんなんしたらあきませんよ』とかそんなことはそら言ったことあるけどな。」

(O氏)

「『措置権者』としての責任行使を要求する」は、施設入所中における児童や保護者のトラブルに対して、入所措置をとった児童相談所に、状況確認の実施などを要求することである。

「(無断外出をした児童を保護し、指導をする際に)児(童)相(談所)のケースワーカー入ってもらって、まあケースワーカーは措置した立場なので、『おまえ、もうちょっとこうせなあかんのちゃうんかい』みたいなどかいろいろなんでも逃げたんやとかいろいろなちょっと施設(とは)違うところからも話聞いてもらったり。っていうので、関わってもらうことが多いですかね。そのなんか問題があったときっていうのに来てもらって。」(F氏)

c. 【児童相談所との支援体制の維持】は、「児童福祉司とともに親子の課題に対峙する」と「お互いが緩衝材になる」の2つの概念からなる。

「児童福祉司とともに親子の課題に対峙する」は、親子に対する話し合いの場に児童福祉司とともに参加することで、児童福祉司と寮担当職員の両者が親子の課題に向き合うことである。

「うまくいった…もともとは親子の間になんらかのわかり合えない部分があるから、ね、そこは、子どもの思いそれちゃんと伝えないと、分かってもらえない部分があるから。今まで言い出せなかったことをやっぱり、言っていこうねっていうところで、うん。そういう場を設けて、だいたいやっついていくんです。児(童)相(談所)とかも含めて」

〈親、子ども、寮長先生、児(童)相(談所)…〉(O氏)

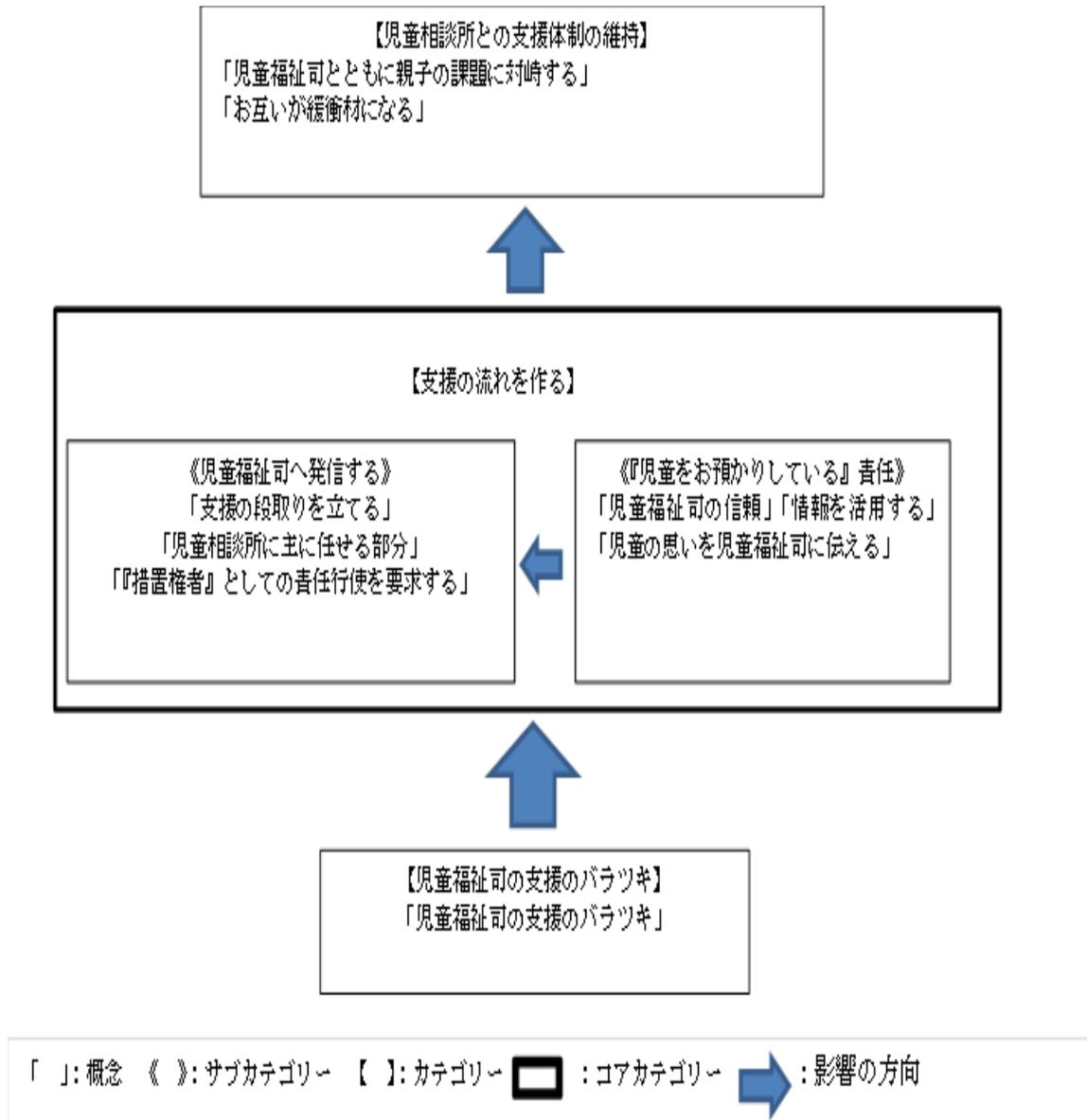
「お互いが緩衝材になる」は、児童や保護者にとって関係性の違う児童福祉司と寮担当職員の両方が関わることでそれぞれが保護者や児童の間に入って支援を行うことができることである。

「やっぱ、子ども、僕らと話すことと、やっぱ第…三者じゃないですけど、ケースワーカーの方来られて、まあちょっとその話しやすさっていうのも変わってくるとおもいますし、」

〈対寮長先生とは違う…〉

「違う…ねえ、もう僕らと関係が悪かったら、『寮長、嫌やねん。もう、ほんま』って言いながらいう子もいたり、逆に『ケースワーカー嫌いやねん、うっとおしいねん、話したくないねん』っていう子も中にはいたり。『頼むからさわやかに話してくれ。頼むわ』とか言いながら。女の子なんか、けっこうそういうのあったかなあ。でも、そうやって寮の不満だとか、いろんなこと吐かして、」(F氏)

図 3 児童自立支援施設の寮担当職員が入所児童の親子関係再構築支援を行う際の児童相談所との連携展開プロセス



出典：筆者作成

第2節 分析結果② 児童相談所の児童福祉司のインタビュー調査から

分析の結果、8つの概念と3つのサブカテゴリー、2つのカテゴリーが生成された。M-GTAによる分析結果を文章化したストーリーライン及び結果図(図4)を示す。「」は概念、《》はサブカテゴリー、【】はカテゴリーを表す。また、概念やカテゴリーの詳細は後述する。

(1) ストーリーライン

児童と保護者は児童の施設入所を経て、一時保護や通所指導の際に関わりのあった「児童福祉司の手から離れていく」かのように児童の生活の中心は家庭等から施設へ移り、保護者も寮担当職員と深い関係を築くようになる。児童自立支援施設の寮担当職員は児童に対して24時間ケアを行っている立場であり、児童福祉司は児童や保護者との関係の深さは《『寮担当職員にはかなわない』という思い》を持っている。児童福祉司は限られた時間の中で児童のアセスメントを行うため、児童の関わり方について保護者に指導をする際も、生活場面における児童の様子を把握している寮担当職員の意見を踏まえることで初めて可能となる。また、児童相談所が担う権限が法律上明記され、児童福祉司が担う業務内容が多岐に渡っていることや、定期的な異動により児童と継続的な関係を保つことが困難である等「児童福祉司の支援の制約」の存在も、児童福祉司が児童や保護者との関係の深さについて《『寮担当職員にはかなわない』という思い》を持つ要因になっている。そのため、児童や保護者に対する支援を寮担当職員と協働で行っていくにあたり、この《『寮担当職員にはかなわない』という思い》から児童福祉司は自身を「寮担当職員をサポートする」役割であると位置づけている。一方で、積極的に「寮担当職員の情報『資源』として使う」ことで自身の支援に活かすことや寮担当職員からサポートをもらい、またもらえないときは自身で動くなど「寮担当職員からのサポートの有無」といった《寮担当職員からサポートを受ける》ことが児童福祉司の支援に影響を与えている。このように、《『寮担当職員にはかなわない』という思い》から、自身の行動を展開させていくことにより、児童福祉司は【自身の支援体制の確立】を行う。その上で、寮担当職員と「同じ情報を持つ」ことや、保護者に「児童相談所と児童自立支援施設の関係オープンにする」ことで【児童自立支援施設との支援体制の維持】を図っている。

(2) 各カテゴリーと概念

協力者の発言は「ゴシック体」で示し、()は文脈を明確にするため、筆者が補った。また、筆者の発言は〈〉で示した。

a. 【自身の支援体制の確立】(コアカテゴリー)

【自身の支援体制の確立】は《『寮担当職員にはかなわない』という思い》と《寮担当職員をサポートする》《寮担当職員からサポートを受ける》の3つのサブカテゴリーからなる。

《『寮担当職員にはかなわない』という思い》というサブカテゴリーは、『寮担当職員にはかなわない』という思い」と「児童福祉司の手から離れていく」「児童福祉司の支援の制約」の計3つの概念からなる。

『寮担当職員にはかなわない』という思いは、児童や保護者との関係の深さは24時間児童とともに生活をしている寮担当職員にはかなわないと児童福祉司が認識していることである。

〈あまりきつく、子どもに対して言うこともなく…?〉

「うーん…僕が言うてもきかへんしね。そんな…まあ言うても…どういったらいいやろな…そら、言わなあかんときはあるんでしょうけど。だから、きつく言えるのって普段からの関わりがしっかりできてないと、言っても意味ないやろうし、」(G氏)

〈ちょっと寮長先生の関わりとケースワーカーさんの関わりってどう違うのかなあって思っ〉

「まあ、もちろん違うは違いますよね。どっちかっていうとケースワーカーのほうがドライっていうかね。どういったらいいんやろうなあ。結局最終的に施設入所なるとかいろいろ決めなあかんのは児(童)相(談所)になってくるので、子どもからしたら、「あの人が決めるんやろうなあ」っていう立場なんかなあとは思いますが。」(G氏)

「児童福祉司の手から離れていく」は、入所前児童と保護者は通所指導や一時保護等、児童福祉司との関わりが多かったが、児童が入所すると児童の生活の軸は家庭等から施設に移り、保護者も児童を24時間体制で支援する寮担当職員と濃い関係を築いていくことである。言い換えれば、「児童福祉司が生活援助の場へつないでいくこと」である。

「やっぱり、(施設の寮担当職員は)24時間365日子ども見てはるから。僕らって結局、関わりってどっちか言ったら薄いつていうかね。入所するまではある程度関わりはあるけど、入所したら、けっこうね、施設の方に生活の軸があるんで、まあそういう子どもさんの様子なんかも、寮の方から生の情報がいくやろうし。で、やっぱり子どもの扱いつていうかね、子どもがきちんということ聞かつていうか、まあ野球の練習、野球、試合見てもらったりとか、あの、学芸会やら、なんや行事見てもらったら子どもが元気にやってくれてるの見たら親もやっぱり安心するし。ほんなら、先生らが「この子、こんな感じやわ」ってばーんって言ってもらったら、(保護者も)ああそうなんやって入りやすいですわね。」(G氏)

「児童福祉司の支援の制約」は、児童相談所が担う権限が法律で明記され、かつ業務内容も多岐に渡り、また児童福祉司は定期的な異動等により、児童と継続した関係を保つことが困難である等児童福祉司は児童に対して支援を行う際の制約があることである¹¹。

「1人の子どもにかけられるエネルギーってというのが、非常に限られてる中で、どこに選択と集中をするかかっていうことになるから。そうすると、措置権が見

童相談所のメインの機能であれば、たとえば措置変更をせなあかん子どもたち。これは措置権限をってる児童相談所が集中的に支援していかな。」(N氏)

《寮担当職員をサポートする》

《寮担当職員をサポートする》は同一名称の概念「寮担当職員をサポートする」1つからなる。児童福祉司は児童に対する支援のメインは寮担当職員の働きかけであり、児童相談所は寮担当職員が保護者指導の中で苦慮しているところ等のサポートや児童の家庭復帰に向け家庭や地域環境のマネジメントを行うことが自身の役割であると考えていることである。

「まあ、児童自立支援施設で夫婦小舎制に入ったら、施設の先生が困ってる部分、あるいは保護者指導でこれはやっぱり児童相談所が言って欲しいっていう部分であるとか、そういう部分はもちろん協力しながらやるけど、やっぱり子どもの指導の中心は施設の先生方なんで。そこが崩れてしまったら、どないもならへんのでね。」(N氏)

《寮担当職員からサポートを受ける》

《寮担当職員からサポートを受ける》は「寮担当職員からのサポートの有無」と「寮担当職員の情報『資源』として使う」の2つの概念からなる。

「寮担当職員からのサポートの有無」は児童福祉司が支援を行えていない場合には寮担当職員が率先して動いてくれる場合もあれば、児童自立支援施設の考え方や物理的な要因から寮担当職員のサポートが得られないときがあることである。

「措置変(更)もありますね、(児童)養護(施設)から措置変(更)があるし、(虐待ケースの増加により)なかなかケースワーカーさんが来れてないっていうのはありますね。だから、さっき言ったように、寮長先生とかの方がば一と動きはることが多いかなあ。親のところにもば一んって行くし、そのまま児(童)相(談所)来て、担当の先生に「こうこうこうでしたよ」って言ってくれはるんで。あの一…ワーカーがやらなあかん仕事もやってはると思います。」(G氏)

「外泊の際に、許可された期限を越えても、児童が施設に帰ってこないというようなことが起こった場合、ケースワーカーばかりが対応していると感じることがあり、施設の先生にも一緒に来て欲しいと思うこともあったそう。(多くの場合で、一緒に来てくれるのだけど。)その理由として、所属している児童相談所がある自治体以外の児童自立支援施設に児童を措置している場合もあるので、距離的な問題(施設から、児童宅まで遠い)、(施設の)規模の問題(外泊から帰ってこない児童を迎えに行く職員を派遣するほどの職員がいない施設)地域差(考え方・支援方法等が違う)等の事情が挙げられる。」(I氏)

「寮担当職員の情報『資源』として使う」は、寮担当職員からもらった情報を保護者支援に活かすことである。

「よう言われるんが、手出す親なんかよう言うんが、『ほんなら、お前見てみろや』って。『こんな大変やねんぞ』…(中略)…僕らは実際に見てへんからええようにしか言わへんじゃないですか。この子…言うたら『怒らんとってください』とか『認めてあげてください』とか『叩いたら悪影響ですよ』とかそんな

んは言えるんやけど、でも実際生活しとったらね、ほんま腹立つし。だから僕らが言うと、そんなんやけど、施設の先生が言うたら、実際生活してる中で、いいわけは重みが違うやろうし、だから僕らなんかもその寮長先生と保母先生に『子どもどんな感じですか』とか聞きながら、親には、アドバイスできるし、そういう面でもいうてた連携というか…大事かなあと思いますけど。」(G氏)

b. 【児童自立支援施設との支援体制の維持】

【児童自立支援施設との支援体制の維持】は、「児童相談所と児童自立支援施設の関係オープンにする」と「同じ情報を持つ」の2つの概念からなる。

「児童相談所と児童自立支援施設の関係オープンにする」は、保護者に児童自立支援施設と児童相談所がタッグを組んで、支援していることを認識してもらうことで、保護者をサポートする体制を作ることである。

「ほんなら、親御さんも児(童)相(談所)と、施設側はまあもう連携取れてるんやなあって分かってもらとったら、どっちにも相談できるし」

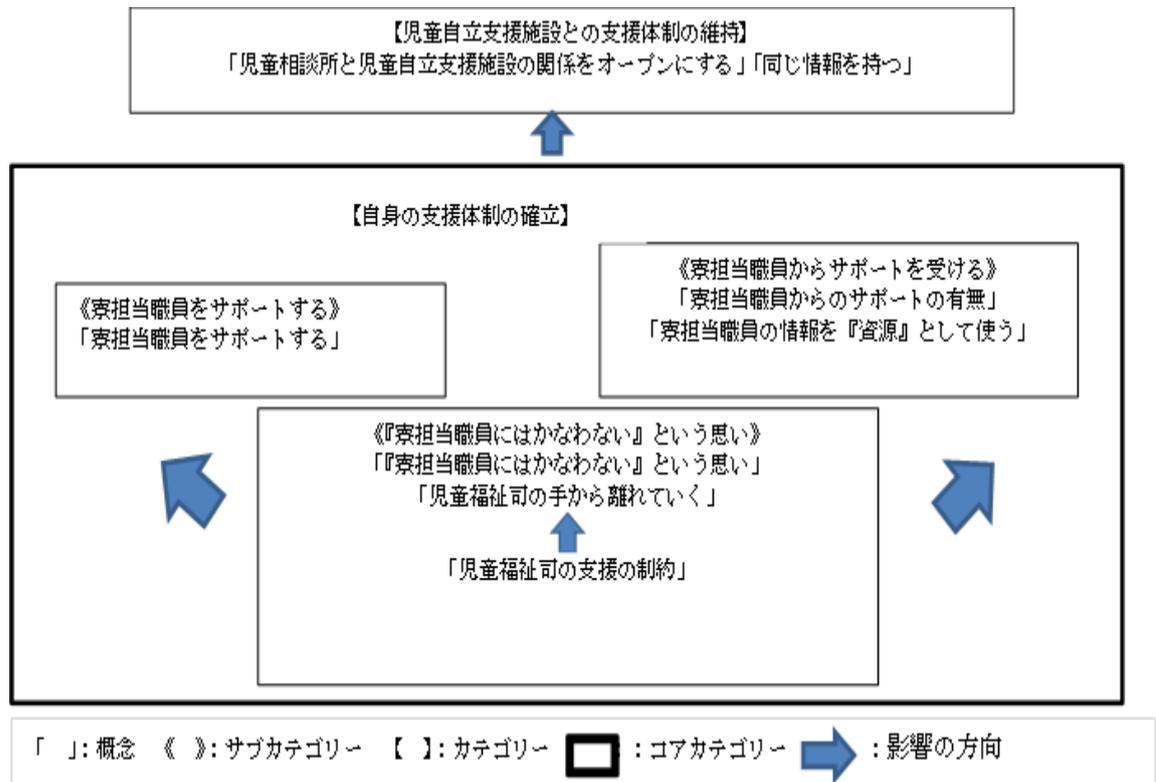
〈けっこう、そのたとえば、ケースワーカーからと施設から、その「こっちはタッグ組んでるよ」みたいなんは、オープンにしてるもんなんですか?〉

「オープンにはしてますけどね。僕らこうやって面会来てるのももちろん言うてるし、一緒に訪問、親のとこ訪問したりもしますし。まあ行事のときなんかね、僕らも寮長先生とか保母先生としゃべってるのも親も見とるやろうし、」(G氏)

「同じ情報を持つ」は、情報共有や同じ場で児童と関わることで、児童福祉司は寮担当職員と足並みのそろった支援をそれぞれの立場と役割を理解しながら児童や保護者に提供することができることである。

「面会の際、子どもに対しては、施設の先生(=寮担当職員)とは違う立場で様子を聞く。子どもから『こんなことで怒られた』『施設の先生から変な子って思われてないかな』『喧嘩した』等の話がなされる。その際に、『施設の先生は、あなたのこと変な子なんて思っていないと思うよ』『施設の先生、〇〇頑張ってますって褒めてたよ』とフィードバックを行う。特に施設の先生から変な子と思われていないかといったようなことに関して、自信が無い子が多いため、寮担当職員と児童の様子について情報交換を行うことで、寮担当職員の思いを児童にフィードバックすることができる。」(I氏)

図 4 児童相談所の児童福祉司が児童自立支援施設入所児童の親子関係再構築支援を行う際の児童自立支援施設との連携展開プロセス



出典：筆者作成

第4章 考察

前章の分析①と②において児童自立支援施設の寮担当職員と児童相談所の児童福祉司の立場から、それぞれの連携展開プロセスが明らかとなった。本章では以下の5点について考察していきたい。

(1) 連携体制はいかに構築されるか

前章で明らかとなった2つのプロセスは個別に存在するものではなく、関係しあっていると考えられる。寮担当職員と児童福祉司のそれぞれの連携展開プロセスの関係を関連図としてまとめたものが、図5の「児童自立支援施設と児童相談所の連携関連図」である。「 」は概念、《 》はサブカテゴリー、【 】はカテゴリーを表し、**モストコアカテゴリー**¹²も示した。以下は、関連図の説明である。

児童福祉司は親子との関係性について寮担当職員と自身との違いを認識した上で、【自身の支援体制の確立】を行っていたが、その児童福祉司の【自身の支援体制の確立】が、寮担当職員にとっては、【児童福祉司の支援のバラツキ】と捉えられているのではないだろうか。そして、寮担当職員は、【児童福祉司の支援のバラツキ】を踏まえて、自身が【支援の流れを作る】役割を担い、《児童福祉司へ発信する》等【支援の流れを作る】ことが児童福祉司にとっては《寮担当職員からサポートを受ける》ことに繋がるという循環が生まれる。この循環によって、**連携体制の構築**が図られると考えられる。そして、**連携体制の構築**が図られ、寮担当職員と児童福祉司が「同じ情報を持つ」ことによって「2人で親子の課題に対峙する」等支援の《足並みをそろえる》ことができ、「児童相談所と児童自立支援施設の間をオープンにする」ことや、それぞれ「お互いが緩衝材になる」ことで《支援を行いやすくする》ことができる。そうして、**連携体制の構築**から【支援体制の確立】へと繋がっていくと考えられる。

(2) 寮担当職員と児童福祉司の思いにズレは生じているか

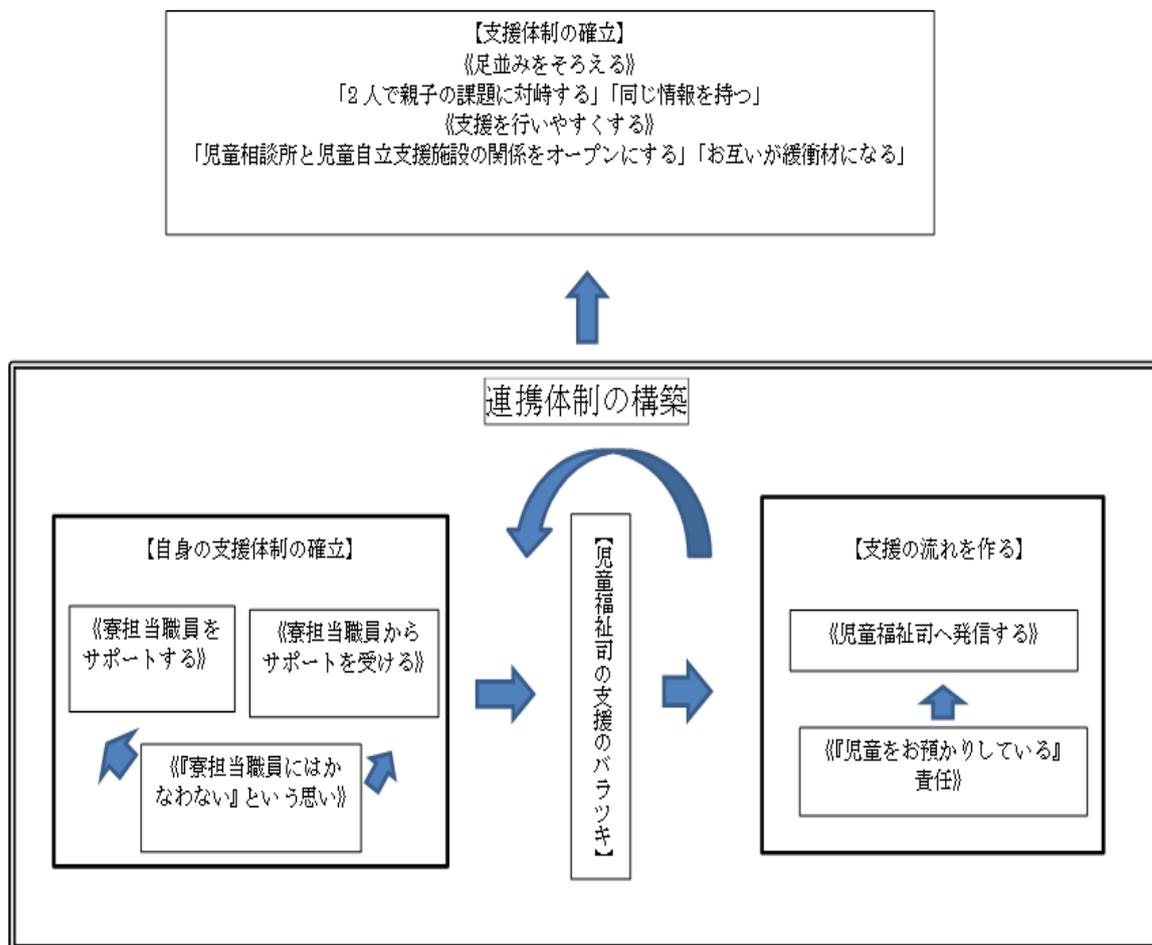
寮担当職員は、主に保護者指導を児童福祉司に任せていることが分析から明らかとなった。児童相談所運営指針によると、児童相談所は児童に対し入所措置を採る際、「保護者への指導を継続して行う必要がある場合には、子どもについての措置に併せ（児童福祉）法第27条第1項第2号による保護者への指導の措置についても適切に実施する（補足筆者）」とされている（厚生労働省2017：87）。しかし、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第84条の規定や筆者が第1章第1節で述べたように、家庭環境の調整を図り、親子関係が再構築されるように支援を行うことは児童相談所だけでなく施設の役割でもある。寮担当職員は児童と24時間ともに生活をする中で入所児童のケア及びアセスメントを行い、児童福祉司は家庭や地域環境のアセスメント・マネジメントを行うといった双方の働きかけの中で家庭環境の調整及び親子関係の再構築を図っていくのである。親子関係の再構築という同じ目標を目指しながらも、寮担当職員は、家庭のアセスメント等を行う児童福祉司に保護者指導を任せていると考えられる。しかし、実際は児童と24時間ともに生活をする寮担当職員

とは違い、児童福祉司は児童の生活場면을常に把握できるわけではなく、自身が把握できる児童の様子は限られてくる。そのため、保護者に対し児童の関わり方の指導をするにしても、保護者に児童福祉司の言葉が響かない場合がある。また、保護者は施設で生活をしていく中で自分の子どもが変わっていく様子を目の当たりにすることで、施設への信頼、寮担当職員への信頼を高める。そのような寮担当職員に対する信頼から、保護者は寮担当職員の言葉を受け入れやすい。児童福祉司は寮担当職員に保護者指導を任されているながらも、保護者指導には寮担当職員の視点が必要であると考えているのではないか。

児童福祉司は、児童に対する支援のメインは寮担当職員の働きかけであり、自身は寮担当職員が苦慮しているところのサポートや家庭や地域環境のマネジメントを行うことが役割であると考えている。しかし、寮担当職員は児童とともに生活をする中で見えてくる児童福祉司の施設訪問を望む「児童の思いを児童福祉司に伝える」働きかけを行っている。寮担当職員は、「自分の担当の児童福祉司はいつ来るのか」と問う児童や、訪問に訪れた他の児童の担当児童福祉司を羨ましく見つめる児童の姿を目の当たりにしている。また、自分の担当の児童福祉司が施設訪問に来ないことで自分は「ほったらかしにされている」「かまってもらいたい」という児童の思いも理解している。このように、寮担当職員は児童の思いを近くで感じており、児童を支え、児童の自尊感情を回復させるためには、施設における自身の働きかけだけではなく、児童福祉司の児童に対する働きかけも必要であると考えているのではないか。

このように、寮担当職員と児童福祉司がそれぞれ相手の役割だと考えていることについても、両者の働きかけが必要である場面が存在していることが考えられる。

図 5 児童自立支援施設入所児童の親子関係再構築支援における児童自立支援施設と児童相談所の連携関連図



「 」: 概念 《 》: サブカテゴリー 【 】: カテゴリー
 ◻ : コアカテゴリー ➡ : 影響の方向 ◻◻ : モストコアカテゴリー

出典：筆者作成

(3) 「児童福祉司の支援のバラツキ」をどう捉えるか

児童福祉司の【自身の支援体制の確立】が寮担当職員にとっては、【児童福祉司の支援のバラツキ】になるという考えについては先述した。しかし、【児童福祉司の支援のバラツキ】は、児童福祉司の【自身の支援体制の確立】だけで捉えることはできない。そもそも、【児童福祉司の支援のバラツキ】について筆者は「児童福祉司によって面会の頻度や施設行事の参加に差がある場合が多く、退所後の学校とのパイプ作り等寮担当職員が重要視していることについて児童福祉司によって得られる理解に違いが見られることがある。これらは、児童福祉司の考え方に起因するだけではなく、経験年数によっても児童福祉司の支援に違いが見られることである」と定義している。この【児童福祉司の支援のバラツキ】は、考え方や経験年数といった児童福祉司個人による課題と捉えるの

ではなく、上記定義の下線部に「寮担当職員が重要視していることについての児童福祉司の理解の差違」とあるように、寮担当職員との相互の課題として捉えられるべきである。つまり、寮担当職員と児童福祉司の考え方をいかにすりあわせていくかを考える必要があるのではないか。

(4) 児童福祉司の視点からの一考察

分析結果①「児童自立支援施設の寮担当職員が入所児童の親子関係再構築支援を行う際の児童相談所との連携展開プロセス」について、児童福祉司の視点から考えてみたい。

「児童福祉司の支援のバラツキ」について、経験年数によって児童福祉司が持つ知識や技術に違いが生じることは否めない。一方で児童相談所には、専門的見地から児童福祉司に対して教育・指導を行う児童福祉司スーパーバイザーが配置され、支援のバラツキを抑えるシステムも存在している。

「児童の思いを児童福祉司に伝える」について、児童自立支援施設の寮担当職員は24時間児童とともに生活をしている中で見えてくる児童の思いを児童福祉司に伝えると述べたが、児童福祉司も施設訪問を通して児童の思いを聞き取っている。これは、子どもの権利条約第25条に「児童の処遇等に関する定期的審査」が明記されているように、児童の権利擁護として児童福祉司が担う重要な役割である。

(5) より良い連携を目指して

先述した(1)から寮担当職員の【支援の流れを作る】ことや児童福祉司の【自身の支援体制の確立】といったことから連携体制の構築が図られること、また、連携体制の構築がなされた上で、【支援体制の確立】が行われていることが考察できた。この流れを見ると、児童自立支援施設入所児童の親子関係再構築支援における児童自立支援施設と児童相談所の連携は概ね良好であることがわかる。今後、さらにより良い連携をとるために必要なことについて考察していきたい。

① 柔軟な役割分担

児童自立支援施設は「児童」担当、児童相談所は「保護者」担当という考え方が膠着してしまっているのではないかと考えられる。もちろん、寮担当職員は児童と起居を共にする存在として、児童のケアの最前線に立っていることは間違いない。一方で、児童福祉司も、児童が施設入所中に家庭復帰に向け保護者への働きかけを行い、また児童が帰る地域のマネジメントを行う役割であることも間違いない。しかし、児童にとっても保護者にとっても寮担当職員と児童福祉司両方の存在が必要である。それぞれ立場や関係性の違いから児童や保護者に対する介入・支援がしやすくなるポイントは様々あるであろう。その時々で柔軟に対応する人間を決めるという考えもあって良いのではないか。立場も関係性も違う2つの機関が関わることをさらに有効に使う方法を考えたい。

② 理念や価値観の共有

(3) の考察では、寮担当職員が重要だと思っていることが児童福祉司によっては認識されていない場合等寮担当職員と児童福祉司の考え方をすりあわせていく必要性について言及した。児童自立支援施設と児童相談所は、児童の施設入所にあたり、援助指針や自立支援計画の策定等の際、十分に協議をし、支援方針のすりあわせを行っている。また、適宜ケースカンファレンスを開催し、寮担当職員や児童福祉司のそれぞれが持つ情報や今後行おうとする動きが語られることにより、随時、支援方針は共有されている。

しかし、支援方針については共有されているものの、実施される支援について、なぜその支援が重要であるかというそれぞれの思いまでは共有できていないのが実態ではないだろうか。「何を」「何故」重要だと考えるかについては、個人的な「価値観」や所属する機関の「理念」からも影響を受けると考えられる。

田中は石郷岡の「支援ネットワーク」を参考に児童自立支援施設と児童相談所の連携のあり方について言及している(表2)。第1レベルの「対人関係レベル」は、「関係者一人ひとりと顔と名前が一致した信頼関係を築くことが『はじめの一步』」になるとされる(田中2014:170)。第2レベルの「実務担当者レベル」では、「出来るだけ具体的な対応策を話し合うことになる」と考えられている(田中2014:170)。第3レベルの「機関・組織レベル」、第4レベルの「各代表者レベル」での連携は「形式的になりやすく実務的とは言い難いもの」とされる(田中2014:170)。また、児童自立支援施設と児童相談所の連携の実際について田中は以下のように述べる。

児童相談所と児童自立支援施設との連携を考えると、実際は機関・組織レベルで決定され、実務的な情報交換が実務担当者レベルで行われているはずですが。よほど経験豊富な職員でない限り、対人関係レベルの連携を築いていることは少なく、お互いの職場の実態すらも熟知できていないで、機関的対策の協議から始まるトップダウン方式が措置の実情に近いのではないのでしょうか。(田中2014:170)

「理念」や「価値観」の共有には「対人関係レベル」で児童自立支援施設の寮担当職員と児童相談所の児童福祉司がお互いの価値観や理念について語り合えるまでの信頼関係を築くことができれば望ましいが、上記の田中の指摘にあるように実現することは厳しい実態がある。それは、寮担当職員も児童福祉司も膨大な業務に日々忙殺されていること、児童福祉司は児童や保護者に対するときと同様、定期的な異動により、寮担当職員との継続した関係構築が困難であることが関係していると考えられる¹³。しかし、筆者が前に連携について「それぞれ異なる立場やそれに付随する価値観、任務を持った者同士が同じ目標に向かって活動すること」と定義したように、連携とは異なる価値観・任務を持

ったもの同士の活動なのであれば、それぞれの価値観、任務（時に所属する機関の理念に影響を受けると考えられる）を理解することが必要になってくるのではないだろうか。この価値観や理念の共有及び相互理解がなされるのであれば、さらにより良い連携が展開されると考えられる。

表 2 連携のあり方

1.対人関係レベル	信頼関係の構築
2.実務担当者レベル	具体的対応の協議
3.機関・組織レベル	機関的対策の協議
4.各代表者レベル	政治的対策の協議

出典：田中康雄（2014）「生活の中の治療（治療的養育）」『児童自立支援施設運営ハンドブック』, p.170

第 5 章 残された課題

本研究では、寮担当職員 3 名、児童福祉司 2 名、児童相談所長 1 名という限られた人数にインタビューを実施し、分析を行ったため、児童自立支援施設と児童相談所の連携について一般化できるものではないという課題がある。また、インタビューを実施した寮担当職員と児童福祉司の人数に偏りがあること、今回調査を行った児童自立支援施設は 3 ヶ所全て夫婦制による寮運営がなされていることから、分析が「夫婦制児童自立支援施設の寮担当職員」の視点を中心に行われてしまった。

今後は、さらに児童福祉司にインタビューを実施し、児童福祉司の視点からの連携について、今回の分析内容を精査していきたい。また、児童自立支援施設には、夫婦制の他に交替制や並立制といった寮運営の形態もある。様々な形態の寮の寮担当職員にインタビューを実施し、今回作成した連携展開プロセスや連携関連図がそれぞれの施設にあてはまるものなのかを検討し、より一般化できる理論の構築を目指したい。

また、児童自立支援施設入所児童の親子関係再構築支援には欠かせない、家庭や地域のアセスメント、調整の部分について詳細な言及が弱かった点も課題である。本論文は児童自立支援施設入所児童の親子関係再構築支援を行う際の児童自立支援施設と児童相談所の連携に焦点を当て、分析・考察を行ったが、児童自立支援施設入所児童の親子関係再構築支援は、両機関それぞれの取り組みがあり、その上で連携が図られている。児童自立支援施設の寮担当職員の家庭復帰支援の実践は先行研究や筆者の卒業論文執筆時のインタビュー調査において概観することが出来たが、それらの支援内容の関連性についての理論を創りあげるまでには至っていない。

今後は児童自立支援施設の特徴を踏まえた上で、児童自立支援施設、児童相談所それぞれ独自の親子関係再構築支援についての理論を構築させ、今回明らかとなった連携展開プロセスがどのように位置づけられるか考察していきたい。

謝辞

本論文執筆にあたり、多くの方にご支援いただいた。児童自立支援施設 A の B 氏、C 氏、O 氏、児童自立支援施設 D の E 氏、F 氏、児童自立支援施設 K の H 氏、児童相談所 J の G 氏、児童相談所 L の I 氏、児童相談所 M の N 氏、各所属長の皆様は本論文におけるインタビュー調査の実施や卒業論文執筆時のインタビュー内容の使用を快諾してくださった。インタビューでは現場を知らない筆者の拙い質問にも丁寧に答えてくださり、来年度より筆者が対人援助職として働く際の心得も併せて教えていただいたように思う。また、児童自立支援施設 A の B 氏、児童自立支援施設 D の P 氏、児童自立支援施設 K の Q 氏、児童相談所 L の T 氏、児童相談所 M の U 氏には、インタビュー協力者の紹介や依頼状の受理等、多くのお力添えをいただいた。また、S 大学の R 先生、本学社会福祉学部社会福祉学科教授の遠藤洋二先生にも、インタビュー協力者をご紹介いただいた。

そして、何より学部上がりで研究のことも世間のこともよく理解していない筆者に「研究とは何か」というところから懇切丁寧に教えてくださった指導教官である本学社会福祉学部社会福祉学科教授畠中宗一先生には感謝が尽きない。畠中先生からのご指導、激励無しには研究は一步も前に進まなかったであろう。改めて、修士論文執筆にご支援いただいた皆様方に感謝を申し上げて、本論文の締めとしたい。

引用文献

- ・ 青柳暁子・川島ゆり子(2008)「第3章第6節 援助者が協働する援助方法」浅野ゼミナール福祉研究会編『福祉実践の未来を拓く－実践現場からの提言』中央法規, 192-203.
- ・ 石飛勝(2011)「児童自立支援施設におけるアフターケアの現状と課題～アフターケアの取り組みに関するアンケート調査から～」『非行問題』(217), 256-260.
- ・ 伊藤嘉余子(2013)「第4章 子ども家庭にかかわる福祉・保健 第7節 児童の社会的養護サービス」社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座 15 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第4版』中央法規, 164-182
- ・ 遠藤和佳子(2006)「第1章 児童福祉の基本理念」遠藤和佳子・松宮満編著『シリーズ・はじめて学ぶ社会福祉③ 児童福祉論』ミネルヴァ書房 1-14.
- ・ 大澤朋子(2014)「社会的養護における家族再統合とはなにか」[Electronic version]『社会福祉』(55), 45-57.
- ・ 大場信一(2013)「第1部第3章 児童相談所と施設との連携」相澤仁編集代表・川崎二三彦編『やさしくわかる社会的養護シリーズ⑥児童相談所・関係機関や地域との連携・協働』明石書店, 52-61.
- ・ 小木曾宏(2009)「第5章 改めて、児童自立支援施設に問われているもの

- とは何かー『児童自立支援施設のあり方に関する研究会』報告を中心として」小林英義・小木曾宏編著『児童自立支援施設 これまでとこれからー厳罰化に抗する新たな役割を担うために』生活書院, 192-225.
- ・ 亀口憲治 (2002)「概説 コラボレーションー協働する臨床の知を求めて」亀口憲治編『現代のエスプリ』(419), 5-19.
 - ・ 木下康仁 (2007)『ライブ講義 M-GTAー実践的質的研究法 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて』弘文堂.
 - ・ 厚生省中央児童福祉審議会基本問題部会 (1996),『中央児童福祉審議会基本問題部会 中間報告書について』,
(http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryoku/no.13/data/shiryoku/syak_aifukushi/603.pdf, 2017.11.26).
 - ・ 厚生労働省 (2006a)「『児童自立支援施設のあり方に関する研究会』報告書のとりまとめについて」
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/02/s0228-2.html>, 2016.4.26).
 - ・ 厚生労働省 (2006b)「『児童自立支援施設のあり方に関する研究会』報告書」(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/02/s0228-2a.html>, 2017.11.26).
 - ・ 厚生労働省 (2011)「社会的養護の現状について(参考資料)」
(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/11.pdf , 2017.11.26).
 - ・ 厚生労働省 (2012)「児童自立支援施設運営指針」
(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_07.pdf#search=%27%E5%85%90%E7%AB%A5%E8%87%AA%E7%AB%8B%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%96%BD%E8%A8%AD%E9%81%8B%E5%96%B6%E6%8C%87%E9%87%9D%27, 2017.9.29).
 - ・ 厚生労働省 (2015)「児童養護施設入所児童等調査結果 (平成 25 年 2 月 1 日現在)」
(http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukinto_ujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf, 2015.8.13).
 - ・ 厚生労働省 (2016)「平成 27 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数 <速報値>」
(http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukinto_ujidoukateikyoku-Soumuka/0000132366.pdf, (2017.11.26).
 - ・ 厚生労働省 (2016)「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の取組に関する調査報告書」, みずほ情報総研株式会社
(http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukinto_ujidoukateikyoku/0000137342.pdf, 2017.2.1).
 - ・ 厚生労働省親子関係再構築支援ワーキンググループ (2013)「はじめに」『社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集』, i
(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working7.pdf, 2017.11.26).

- ・ 厚生労働省親子関係再構築支援ワーキンググループ（2014）「第1章 親子関係再構築の定義」『社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン』, 1-7
(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintouji-doukateikyoku/0000137351.pdf>, 2017.11.26).
- ・ 厚生労働省親子関係再構築支援ワーキンググループ（2014）「第3章 児童相談所の対応の概要」『社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン』, 12-26
(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintouji-doukateikyoku/0000137351.pdf>, 2017.11.26).
- ・ 厚生労働省児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（2011）『社会的養護の課題と将来像－児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ－』
(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/08.pdf , 2017.10.30).
- ・ 小林英義（2012）「第9章 司法福祉と児童自立支援施設」日本司法福祉学会編『司法福祉』生活書院, 129-149.
- ・ 斉藤幸芳（2004）「第3章 これからの児童自立支援施設－児童相談所からの期待」小林英義・小木曾宏編著『ニューウェーブ子ども家庭福祉児童自立支援施設の可能性』ミネルヴァ書房, 108-154.
- ・ 才村純（2005）『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣.
- ・ 才村純（2006）「第4章 児童福祉の近年の動向」遠藤和佳子・松宮満編著『シリーズ・はじめて学ぶ社会福祉③ 児童福祉論』ミネルヴァ書房, 45-65.
- ・ 全国児童自立支援施設協議会（2009）『児童福祉施設における非行等児童への支援に関する調査研究報告書』.
- ・ 末功司（2008）「入所児童の家族再統合への取組」『非行問題』（214）, 90-96.
- ・ 鈴木浩之（2007）「『子ども虐待』への保護者参加型支援モデルの構築を目指して－児童相談所における家族再統合についての取り組み－」『社会福祉学』48（3）, 79-93.
- ・ 須藤三千雄（2011）「第9章 施設と児童相談所・家庭裁判所との連携」小林英義・吉岡一孝編著『児童自立支援施設の子どもと支援－夫婦制、ともに暮らす生活教育』明石書店, 173-195.
- ・ 田中康雄（2014）「第9章 生活の中の治療（治療的養育）」児童自立支援施設運営ハンドブック編集委員会編『児童自立支援施設運営ハンドブック』, 163-175
(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/yougo_book_5_0.pdf#search=%27%E5%85%90%E

[7%AB%A5%E8%87%AA%E7%AB%8B%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%96%BD%E8%A8%AD%E9%81%8B%E5%96%B6%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF%27](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161698.pdf), 2017.9.29).

- ・ 土山寛子（2015）「児童自立支援施設の家庭復帰支援について」関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科卒業論文
- ・ 東京都福祉保健局（2005）「『東京の児童相談所における非行相談と児童自立支援施設の現状』－子どもの健全育成と立ち直り支援の取組－」.
- ・ 同志社大学人文科学研究所編（1978）『留岡幸助著作集●第一巻』同朋舎.
- ・ 藤間公太（2014）「家族再統合の諸相－ある児童自立支援施設の実践から－」『家族社会学研究』26（2），127-138.
- ・ 西澤哲（2007）「各論 家族の再統合－子ども虐待への対応における福祉と心理の協働」『社会福祉研究』（98），19-25.
- ・ 西原尚之（2017）「家族再統合にむけたファミリーソーシャルワーク：児童相談所がおこなう家庭復帰支援の前提条件」[Electronic version]『筑紫女学園大学研究紀要』（12），147-159.
- ・ 橋本和明（2004）『虐待と非行臨床』創元社.
- ・ 平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 45 号厚生省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針について」
(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161698.pdf>, 2017.5.22).
- ・ 矢野茂生（2014）「児童自立支援施設におけるソーシャルワークの可能性～『家族全体支援と環境調整の重要性を考察する』～」『非行問題』（220），196-203.

参考文献

- ・ 石郷岡泰（1995）「Ⅱ-3-6 ネットワーク論」山本和郎ほか編『臨床・コミュニティ心理学』ミネルヴァ書房，86-87.
- ・ 武田丈（2004）『ソーシャルワーカーのためのリサーチ・ワークブック ニーズ調査から実践評価までのステップ・バイ・ステップガイド』ミネルヴァ書房.
- ・ 平成 28 年 6 月 20 日雇児 発 0620 第 16 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」
(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000128504.pdf>, 2017.11.26).
- ・ 久田則夫（2003）『社会福祉の研究入門－計画立案から論文執筆まで－』中央法規.
- ・ 町田清・坂本健（編著）（2002）『児童相談所援助活動の実際』，ミネルヴァ書房.

注

- 1 平成 27 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）は 103,260 件と過去最多になっている（厚生労働省 2016：1）。
- 2 児童相談所運営指針によると、児童虐待の通告を受理した後、各自治体が定めた所定時間内に安全確認（児童を直接目視することにより行うことを基本とする）を行うこととされるが、その時間は「『48 時間以内とする』ことが望ましい」とされている（厚生労働省 2017：45）。
- 3 2011 年の児童福祉法改正に伴い、「児童福祉施設最低基準も改正され、『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準』に法令名を変更」（伊藤 2013：169）された。本基準において「児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない」（第 45 条第 4 項）と規定されており、児童自立支援施設における家庭環境の調整も同条同項の規定を準用することとされている（第 84 条第 3 項）。
- 4 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする（児童福祉法第 44 条）。
- 5 児童自立支援施設は、開放処遇を基本とし、また施設長には「施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行う」（児童福祉法第 48 条の 2）努力義務がある等地域に開かれた施設として機能している面もある。
- 6 卒業論文執筆時のインタビュー内容を本論文においても使用する旨を B 氏 C 氏 E 氏並びに所属する施設長に文書にて説明をし、同意書に署名してもらった上で使用している。
- 7 児童相談所運営指針では、「（相談種類別構成の）他、児童虐待等の相談に対して迅速な対応が行えるよう、養護チームの中に児童虐待専従チーム等を設置することも必要（補足筆者）」と明記されている（厚生労働省 2017：23）。
- 8 図 1 参照。
- 9 本調査（厚生労働省 2016）では、児童自立支援施設に対して、児童相談所との連携状況を調査しているが、児童相談所に対しては、児童自立支援施設も含めた社会的養護関係施設等との連携状況を調査しているため、児童自立支援施設と児童相談所の連携状況を相互の視点から読み取ることはできないという限界がある。
- 10 インタビュー協力者や筆者の発言の中に、ケースワーカーやワーカーといった文言が散見されるが、本論においては児童福祉司と同義とする（分析②も同様）。
- 11 先述したが児童自立支援施設入所児童の在所期間は、短期間であるという特徴から、児童福祉司は児童養護施設入所児童と比べると、児童自立支援施設入所児童の方がより継続した関係を築くことができると考えられる。（厚生労働省の調査によると、児童養護施設における児童の在所期間は 1 年未満が 15.5%、1 年以上 2 年未満が 13.5%となっている（厚生労働省 2015：4）。）
- 12 コアカテゴリーをまとめたカテゴリーのため、筆者が「モストコアカテゴリー」と名付けた。
- 13 児童自立支援施設の運営形態によっては、寮担当職員にも異動があるが、本論では、インタビュー協力者を始め、夫婦制の児童自立支援施設の視点から論を進めている。